

提出議案説明資料目次

令和6年6月定例会

資料 番号	資料内容	関 係 議 案	頁
1	条 文 解 釈	議案第34号 箱根町デジタルを活用したまちづくり推進条例 の制定について	1 ～ 7
2	新 旧 対 照 表	議案第35号 箱根町町営住宅条例の一部を改正する条例の制 定について	9 ～ 11
3	新 旧 対 照 表	議案第36号 箱根町指定介護予防支援等の事業の人員及び運 営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防の ための効果的な支援の方法に関する基準等を定 める条例及び箱根町地域包括支援センターの職 員等に関する基準を定める条例の一部を改正す る条例の制定について	13 ～ 21
4	新 旧 対 照 表	議案第37号 箱根町水道法施行条例の一部を改正する条例の 制定について	23 ～ 25
5	見 積 合 せ 調 書 及 び 工 事 資 料	議案第39号 工事請負契約の締結について	27 ～ 29
6	入札調書、工事内容 及 び 図 面	議案第40号 工事請負契約の締結について	30 ～ 38
7	入 札 調 書 及 び 図 面	議案第41号 工事請負契約の締結について	39 ～ 43
8	入 札 調 書 及 び 図 面	議案第42号 工事請負契約の締結について	44 ～ 48

資料 番号	資料内容	関 係 議 案	頁
9	入 札 調 書 及 び 資 料	議案第43号 物件供給契約の締結について	49 ～ 50
10	入札調書、諸元表、 四 面 図 及 び 概 要	議案第44号 物件供給契約の締結について	51 ～ 55
11	入札調書及び一覧表	議案第45号 物件供給契約の締結について	57 ～ 59
12	入 札 調 書、 諸 元 表 及 び 四 面 図	議案第46号 物件供給契約の締結について	61 ～ 63

条文解釈

箱根町デジタルを活用したまちづくり推進条例の条文解釈

条 項	条 文
第 1 条	(目的) この条例は、デジタル化の推進が、デジタル社会（デジタル社会形成基本法（令和 3 年法律第 35 号）第 2 条に規定するデジタル社会をいう。）を形成する上で極めて重要であることに鑑み、デジタル化の推進について、基本理念を定め、並びに町の責務及び町民の役割を明らかにするとともに、デジタル化の推進に関する基本原則を定めることにより、デジタル化の推進を図り、もって町民の幸福な生活の実現に寄与することを目的とする。
第 2 条	(定義) この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) デジタル化 デジタル社会形成基本法第 2 条に規定する情報通信技術を用いた情報の活用に係る町の施策をいう。 (2) 町民 町内に住所を有する者、町内に別荘を有する者並びに町内で働く者、学ぶ者、事業を営むもの及び活動するものをいう。
第 3 条	(基本理念) デジタル化の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。 (1) 全ての町民がデジタル化の恩恵を享受することにより、日常生活等の課題を解決し、豊かに暮らすことのできる、誰一人取り残されない、あたたかい社会を目指すこと。 (2) 財政上の持続可能性を十分に勘案して行うこと。 (3) 個人情報及び個人のプライバシーの保護に配慮する

説 明

本条は、この条例の目的について規定したものです。

本条は、この条例の用語の定義について規定したものです。

本条は、デジタル化の推進における基本理念を規定したものです。

条 項	条 文
	とともに、情報の収集及び活用の主体、目的及び内容に関する透明性を確保して行うこと。
第 4 条	(町の責務) 町は、前条に定める基本理念にのっとり、デジタル化の推進を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。
第 5 条	(町民の役割) 町民は、デジタル化の推進に関する理解と関心を深めるとともに、町と協働し、又は連携し、幸福な生活の実現に努めるものとする。
第 6 条	(基本原則) 町は、次に掲げる事項を基本原則として、デジタル化を推進し、町民の幸福な生活の実現へ向けた変革を進めなければならない。 (1) 全ての町民がデジタル化の恩恵を享受できるように配慮すること。 (2) 常に町民の利便性等の向上が図られるよう考慮して、柔軟かつ継続的な改善に取り組むこと。 (3) 限られた人的資源を有効活用することにより、行政サービスの更なる向上を図ること。
第 7 条	(基本方針等の策定) 町長は、デジタル化の推進を総合的かつ計画的に実施するため、デジタル化の推進に関する基本方針（以下この条において「基本方針」という。）を策定しなければならない。 2 町長は、基本方針に基づき、デジタル化の推進に関する基本計画（次項において「基本計画」という。）を策定しなければならない。 3 町長は、基本方針及び基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

説 明
本条は、デジタル化の推進について、町の責務を規定したものです。
本条は、デジタル化の推進について、町民の役割を規定したものです。
本条は、町が行うデジタル化の推進について、基本原則を規定したものです。
本条は、デジタル化の推進を計画的に実施するため、基本方針及び基本計画の策定について規定したものです。

条 項	条 文
第 8 条	(推進体制の整備) 町長は、デジタル化の推進について、総合調整を行うとともに、これを実効性のあるものとするための体制を整備するものとする。
第 9 条	(委任) この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

説 明
本条は、デジタル化の推進を効果的に取り組むため、推進体制の整備について規定したものです。
本条は、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定めることを規定したものです。

新旧対照表

箱根町町営住宅条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）
(入居者の資格) 第 5 条 町営住宅に入居することができる者は、次の各号の条件を具備する者でなければならない。 (1)～(6) (略) 2 次の各号のいずれかに該当する者にあつては、前項第 2 号の規定にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族があることを要しない。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。 (1)～(7) (略) (8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成 13 年法律第 31 号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第 1 条第 2 項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のいずれかに該当するもの ア (略) イ 配偶者暴力防止等法第 10 条第 1 項又は第 10 条の 2(配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 において<u>これらの規定を読み替えて準用する場合を含む。</u>)の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5 年を経過していないもの 3・4 (略)

（入居者の資格）

第5条 町営住宅に入居することができる者は、次の各号の条件を具備する者でなければならない。

(1)～(6) （略）

2 次の各号のいずれかに該当する者にあつては、前項第2号の規定にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族があることを要しない。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

(1)～(7) （略）

(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のいずれかに該当するもの

ア （略）

イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項(配偶者暴力防止等法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行つた者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

3・4 （略）

新旧対照表

箱根町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例及び箱根町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）	
（箱根町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）（第 1 条関係） （指定介護予防支援の業務の委託） 第 15 条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第 115 条の 23 第 3 項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則第 140 条の 66 第 1 号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。 (2)～(4) （略） （箱根町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部改正）（第 2 条関係） （地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数） 第 4 条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第 1 号被保険者の数がおおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員及びその員数（<u>地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。第 3 号において「省令」という。）第 140 条の 66 第 1 号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）が第 1 号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）は、原則として次のとおりとする。</u> (1) 保健師その他これに準ずる者 1 人 (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1 人 (3) 主任介護支援専門員（<u>省令第 140 条の 66 第 1 号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。）その他これに準ずる者 1 人</u>	

旧（改正前）

（指定介護予防支援の業務の委託）

第 15 条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第 115 条の 23 第 3 項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則第 140 条の 66 第 1 号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。

(2)～(4) （略）

（地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数）

第 4 条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第 1 号被保険者の数がおおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員及びその員数は、原則として次のとおりとする。

(1) 保健師その他これに準ずる者 1 人

(2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1 人

(3) 主任介護支援専門員（介護支援専門員であつて、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。次項第 2 号において「省令」という。）第 140 条の 68 第 1 項第 1 号に規定する主任介護支援専門員研修を修了したもの（当該主任介護支援専門員研修を修了した日（以下この号において「修了日」という。）から起算して 5 年を経過した者にあつては、修了日から起算して 5 年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第 2 号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。）をいう。）その他これに準ずる者 1 人

新（改正後）

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる場合には、地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

(1) 町内の第1号被保険者の数がおおむね3,000人未満の場合

(2) 第1項の基準によっては地域包括支援センターの効率的な運営に支障があると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合

(3) 町の人口規模にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合

担当する区域における第1号被保険者の数	地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数
おおむね1,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる場合には、地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

(1) 町内の第1号被保険者の数がおおむね3,000人未満の場合

(2) 前項の基準によっては地域包括支援センターの効率的な運営に支障があると地域包括支援センター運営協議会（省令第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。次号及び次条において同じ。）において認められた場合

(3) 町の人口規模にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合

担当する区域における第1号被保険者の数	地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数
おおむね1,000人未満	<u>前項各号</u> に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	<u>前項各号</u> に掲げる者のうちから2人（うち1人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の <u>前項第1号</u> に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

箱根町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）	
附 則	
この条例は、公布の日から施行する。	

旧（改正前）

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成 26 年度までに主任介護支援専門員研修(介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)第 140 条の 68 第 1 項第 1 号に規定する主任介護支援専門員研修をいう。以下同じ。)を修了した者(以下「平成 26 年度以前修了者」という。)に係る最初の主任介護支援専門員更新研修(この条例による改正後の箱根町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第 4 条第 1 項第 3 号の規定により、同号に規定する修了日から起算して 5 年を経過するごとに、当該経過する日までの間に受ける主任介護支援専門員更新研修(同令第 140 条の 68 第 1 項第 2 号に規定する主任介護支援専門員更新研修をいう。以下同じ。)のうち最初のものをいう。以下同じ。)については、新条例第 4 条第 1 項第 3 号の規定にかかわらず、平成 31 年 3 月 31 日(平成 24 年度から平成 26 年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者にあつては、平成 32 年 3 月 31 日)までに修了した場合には、同号に規定する日までの間に修了したものとみなす。
- 3 前項の規定により新条例第 4 条第 1 項第 3 号に規定する日までの間に最初の主任介護支援専門員更新研修を修了したものとみなされた者に係る最初の主任介護支援専門員更新研修以外の主任介護支援専門員更新研修については、同号に規定する修了日は、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日とする。
- 4 前項の規定は、平成 26 年度以前修了者が、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して 5 年を経過するごとに、当該経過する日までの間に主任介護支援専門員更新研修を修了しないことにより、新条例第 4 条第 1 項第 3 号に規定する主任介護支援専門員に該当しないこととなった場合には、適用しない。
- 5 平成 26 年度以前修了者が、平成 29 年 3 月 31 日前に主任介護支援専門員更新研修を修了している場合は、前 3 項の規定は適用せず、その者に対する新条例第 4 条第 1 項第 3 号の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる主任介護支援専門員研修の修了時の区分に応じ、同号中「介護支援専門員であつて、介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号。次項第 2 号において「省令」という。)第 140 条の 68 第 1 項第 1 号に規定する主任介護支援専門員研修を修了したもの(当該主任介護支援専門員研修を修了した日(以下この号において「修了日」という。)から起算して 5 年を経過した者にあつては、修了日から起算して 5 年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第 2 号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。)」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新（改正後）

旧（改正前）

主任介護支援専門員研修の修了時	読み替える字句
<u>平成23年度までに修了した者</u>	<u>介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。次項第2号において「省令」という。）第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者であつて、平成31年3月31日までに及び同日以降5年を超えない期間ごとに同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了したもの</u>
<u>平成24年度及び平成25年度に修了した者</u>	<u>介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。次項第2号において「省令」という。）第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者であつて、平成32年3月31日までに及び同日以降5年を超えない期間ごとに同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了したもの</u>
<u>平成26年度に修了した者</u>	<u>介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。次項第2号において「省令」という。）第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者であつて、当該主任介護支援専門員研修又は同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに同号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了したもの</u>

新旧対照表

箱根町水道法施行条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）	
（水道技術管理者の資格） 第4条 （略） (1) ～(5) （略） (6) <u>国土交通大臣及び環境大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者	

旧（改正前）

（水道技術管理者の資格）

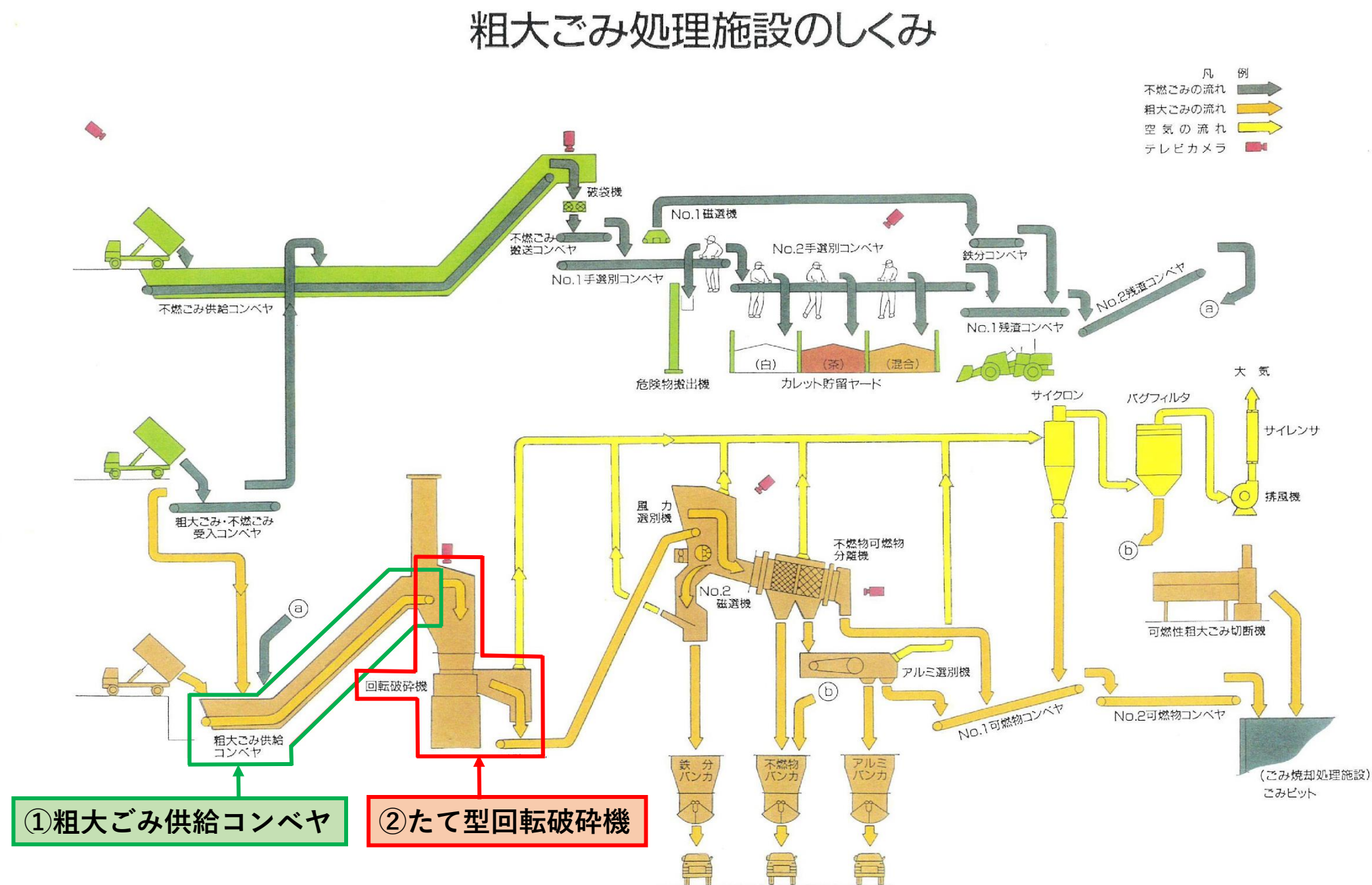
第4条（略）

(1) ～(5)（略）

(6) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を
修了した者

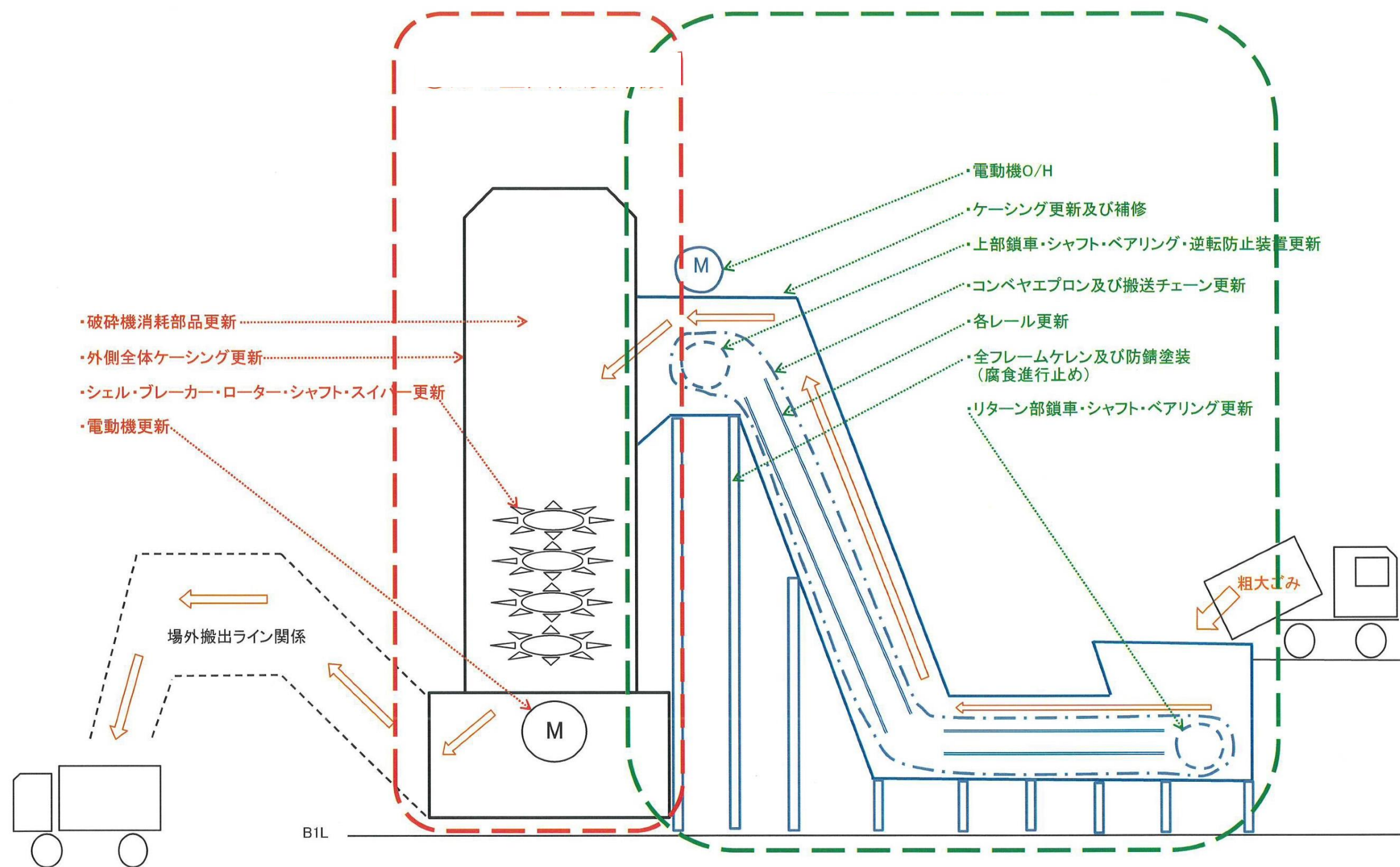
設 計 額	落 札 額	執 行 場 所	摘 要
291,500,000 円 (内消費税) 26,500,000 円	(契約金額) 288,200,000 円 (内消費税) 26,200,000 円	箱根町役場	(工期) 令和7年1月31日
見 積 合 せ 調 書			
粗大ごみ処理施設改修事業 粗大ごみ処理施設基幹的設備改修工事			
令和6年5月21日(火) 午後5時00分 開札			
第1回 入札高	摘 要	氏 名	
262,000,000 円	落札	(株)神鋼環境ソリューション東京支社	
		以下余白	

粗大ごみ処理施設改修事業 粗大ごみ処理施設基幹的設備改修工事



②たて型回転破碎機

①粗大ごみ供給コンベヤ

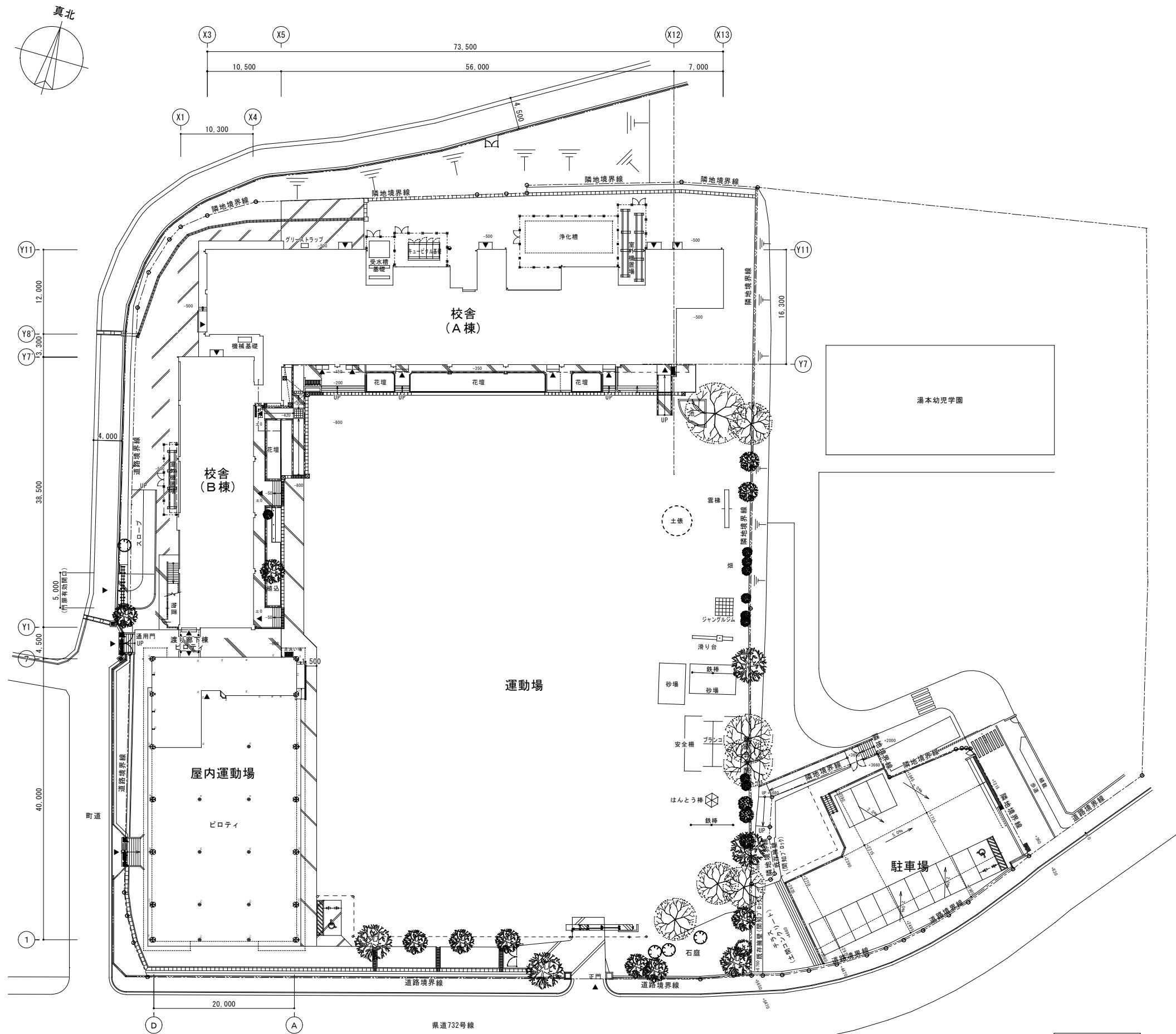


設 計 額	落 札 額	執 行 場 所	摘 要
1,642,212,000 円 (内消費税) 149,292,000 円	(契約金額) 1,639,000,000 円 (内消費税) 149,000,000 円	箱根町役場	(工期) 令和7年8月29日
入 札 調 書			
学校施設長寿命化事業 湯本小学校校舎屋内運動場長寿命化改良工事			
令和6年5月16日(木) 午後3時30分 開札			
第1回 入札高	第2回 入札高	摘 要	氏 名
1,530,000,000 円	1,490,000,000 円	落札	箱根建設・小川工務店共同企業体
1,550,000,000	—	辞退	勝俣組・三和建設共同企業体
1,560,700,000	1,509,000,000		勝俣工務店・丸要建設共同企業体
			以下余白

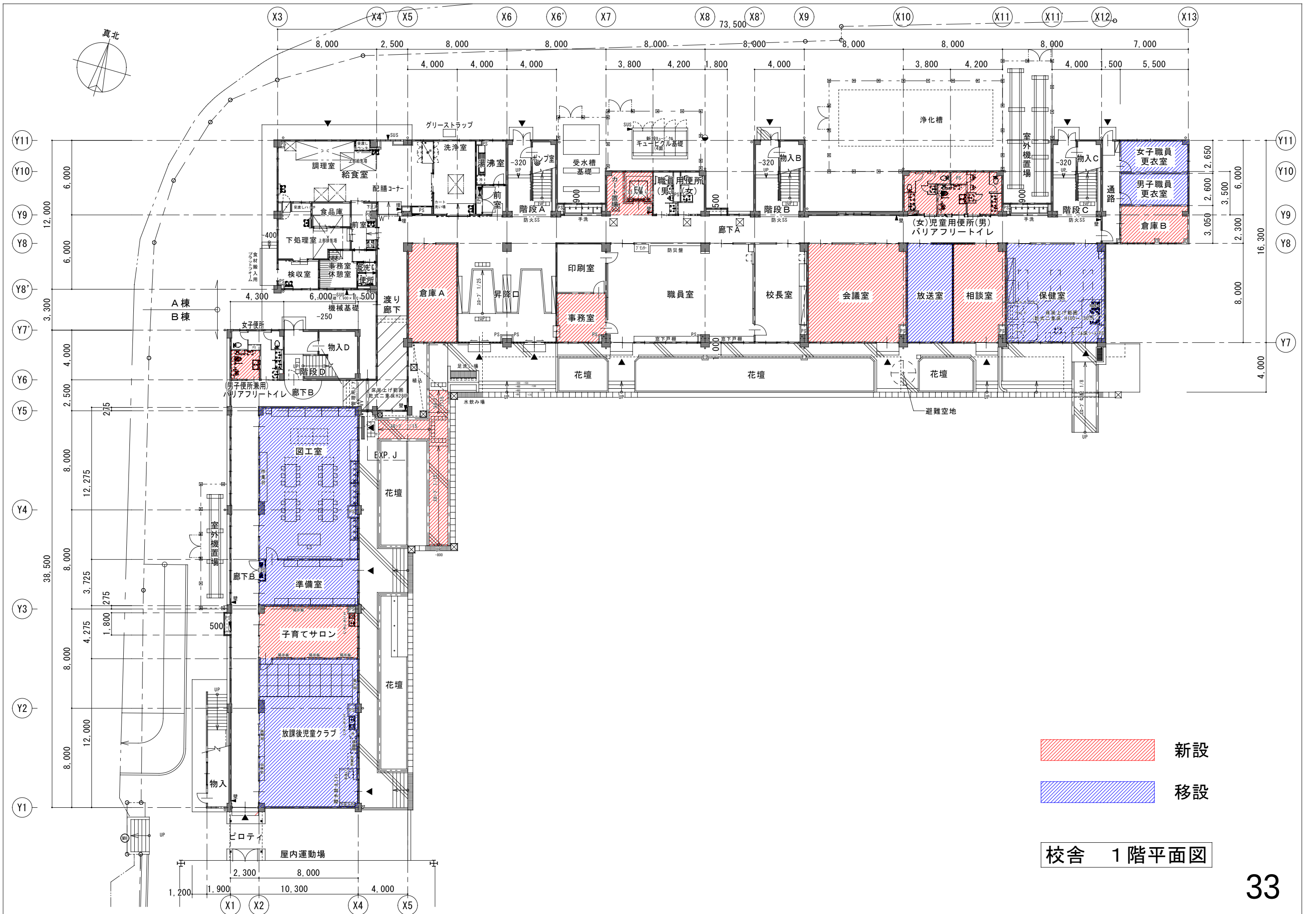
学校施設長寿命化事業 湯本小学校校舎屋内運動場長寿命化改良工事

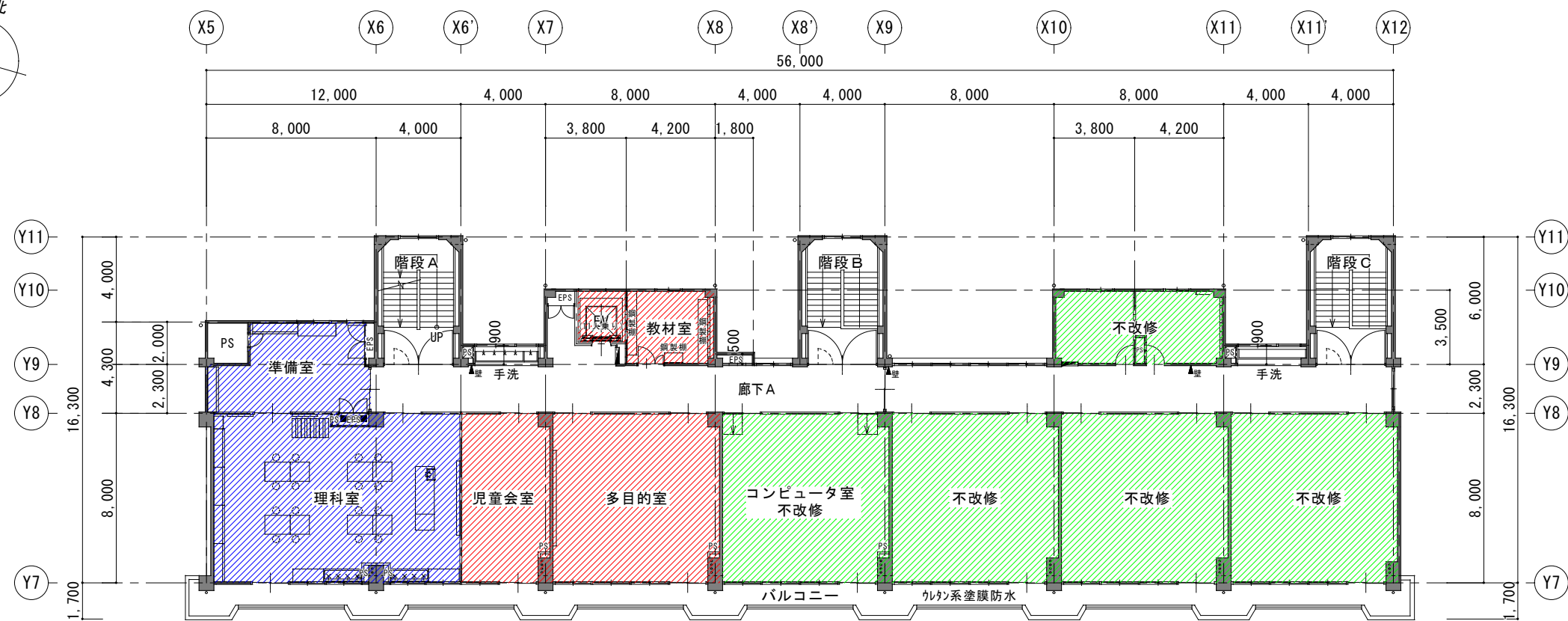
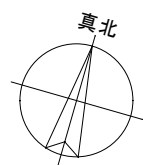
令和6年度 工事内容

工事対象施設	校舎	A 棟	昭和51年築	延べ床面積3,600.65㎡	鉄筋コンクリート造	地上4階建	平成9年耐震改修
		B 棟	昭和51年築	延べ床面積 794.90㎡	鉄筋コンクリート造	地上2階建	平成7年耐震診断
	屋内運動場		昭和51年築	延べ床面積1,645.09㎡	鉄骨造	地上2階建	平成8年耐震改修
	プール(駐車場)	プール槽	昭和51年築	25.0m×13.5m	鉄筋コンクリート造		
		プール更衣室	昭和51年築	延べ床面積 29.16㎡	木造	平屋建	
		プールポンプ室	昭和51年築	延べ床面積 9.61㎡	基礎：鉄筋コンクリート造、上屋：コンクリートブロック造		
	工事内容	建築改修工事	教室新設・配置替、外壁改修、外壁塗装、屋根防水改修、サッシ取替(複層ガラス・強化ガラス)、				
内装改修(天井・内壁・床等)、建具・家具改修、バリアフリー改修、							
エレベーター新設(給食用ワゴン運搬兼用)、車いす使用者用階段昇降リフト新設、							
プール関連施設解体、駐車場整備(14台分) 他							
電気設備改修工事		高圧受変電設備改修(屋外型)、動力電灯配線改修、電気機器改修(ＬＥＤ照明・コンセント)、					
		ＬＡＮ配線改修、消防設備改修(自動火災報知設備・防火設備)、校内放送設備改修、					
		防犯カメラ設備改修 他					
機械設備改修工事	空調換気設備新設(エアコン・換気)、受水槽改修、給排水設備改修(給水・排水・給湯)、						
	ガス設備改修、衛生設備改修(トイレ)、給食設備改修 他						



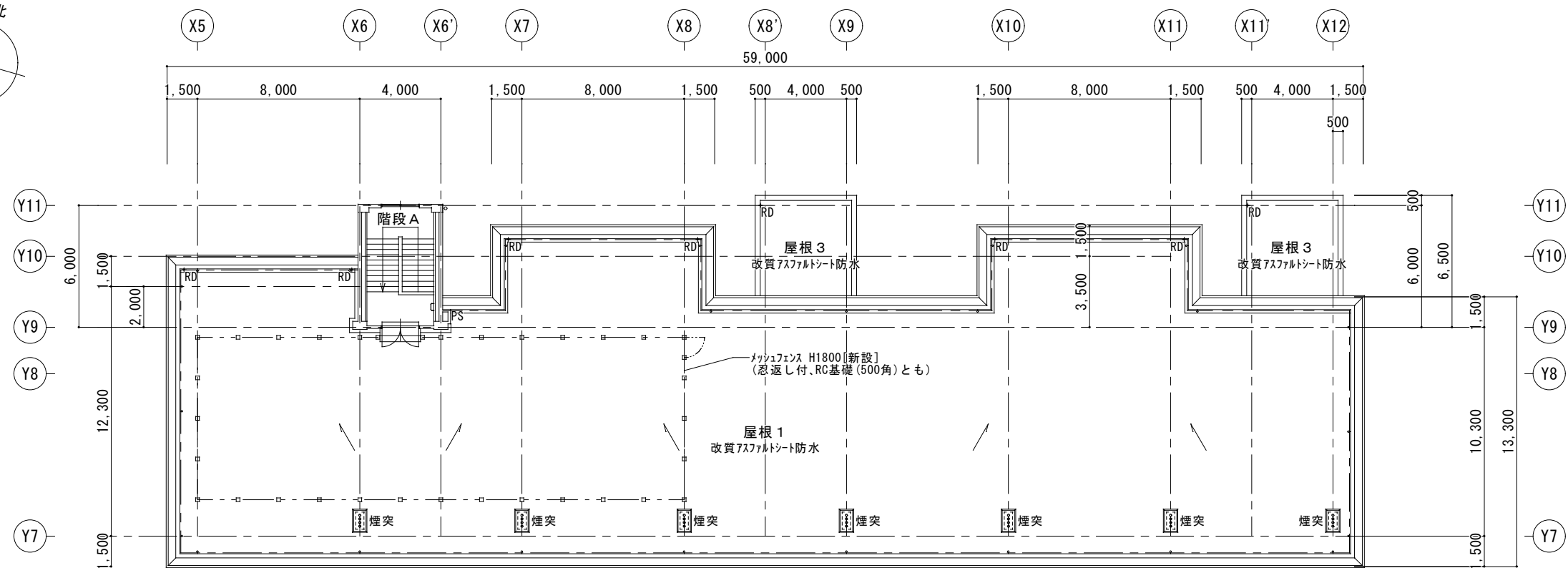
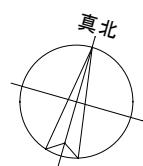
配置図



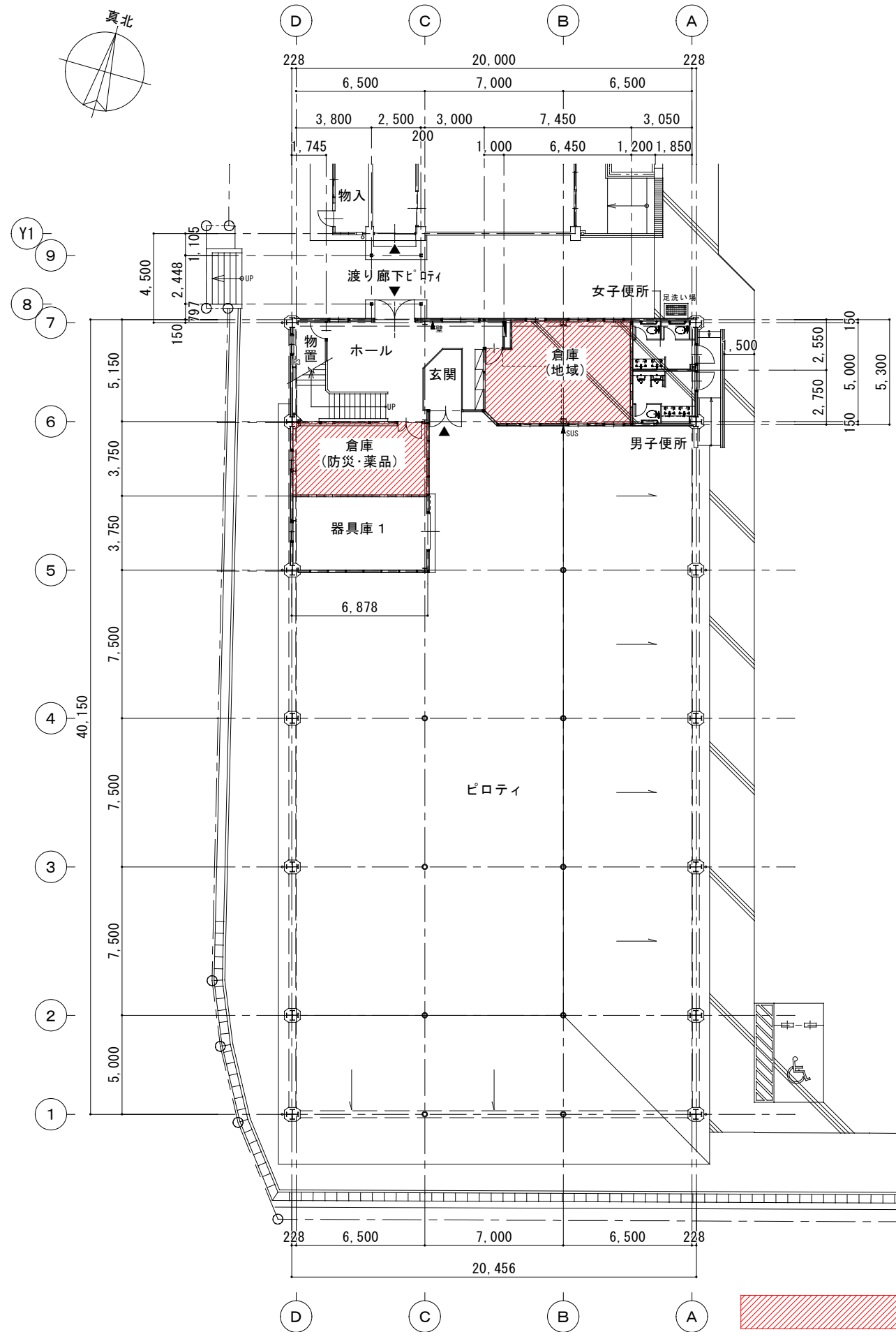


- 新設 (New Construction)
- 移設 (Relocation)
- 不改修 (No Renovation)

校舎 4階平面図

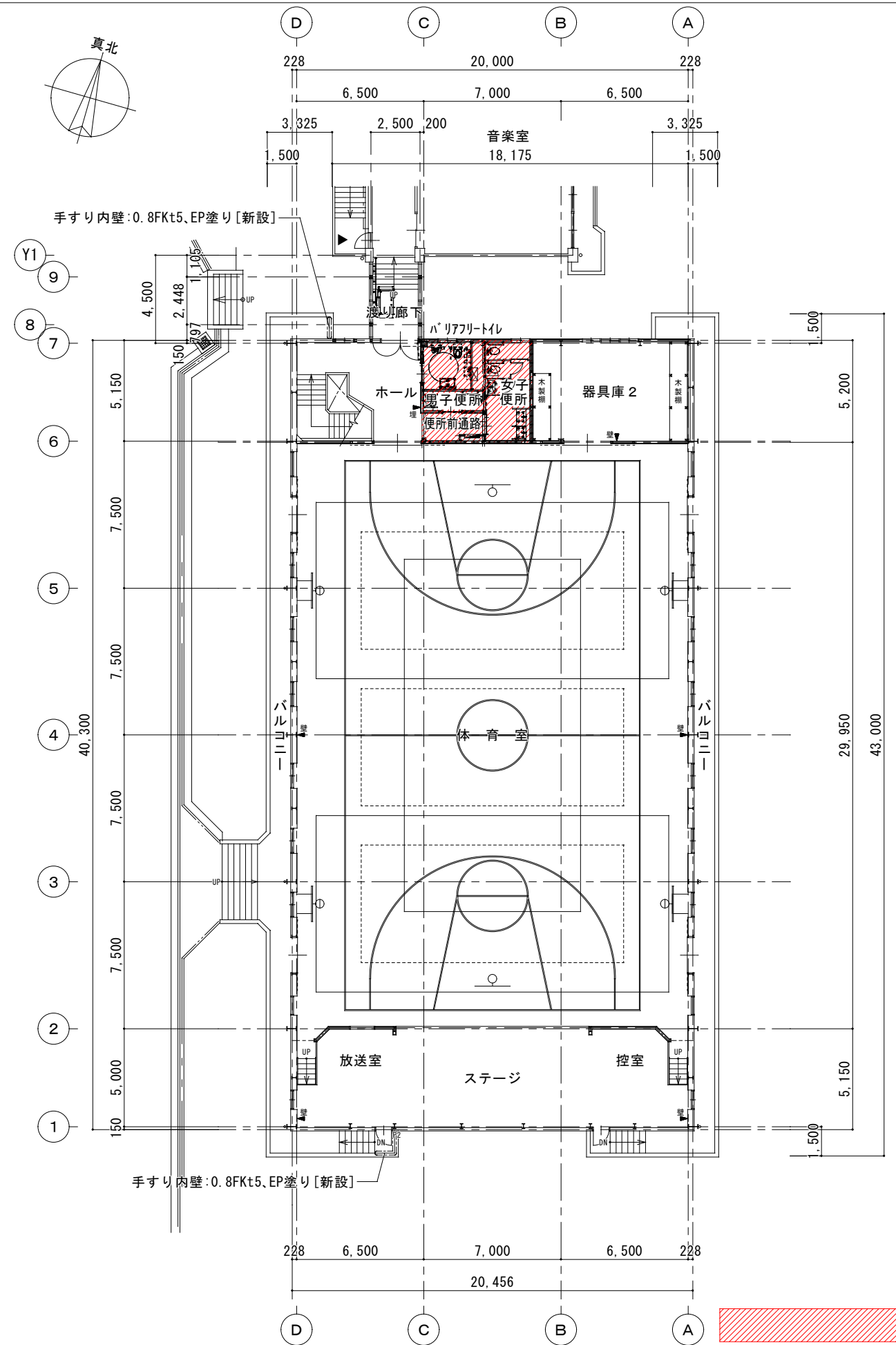


校舎 R階平面図



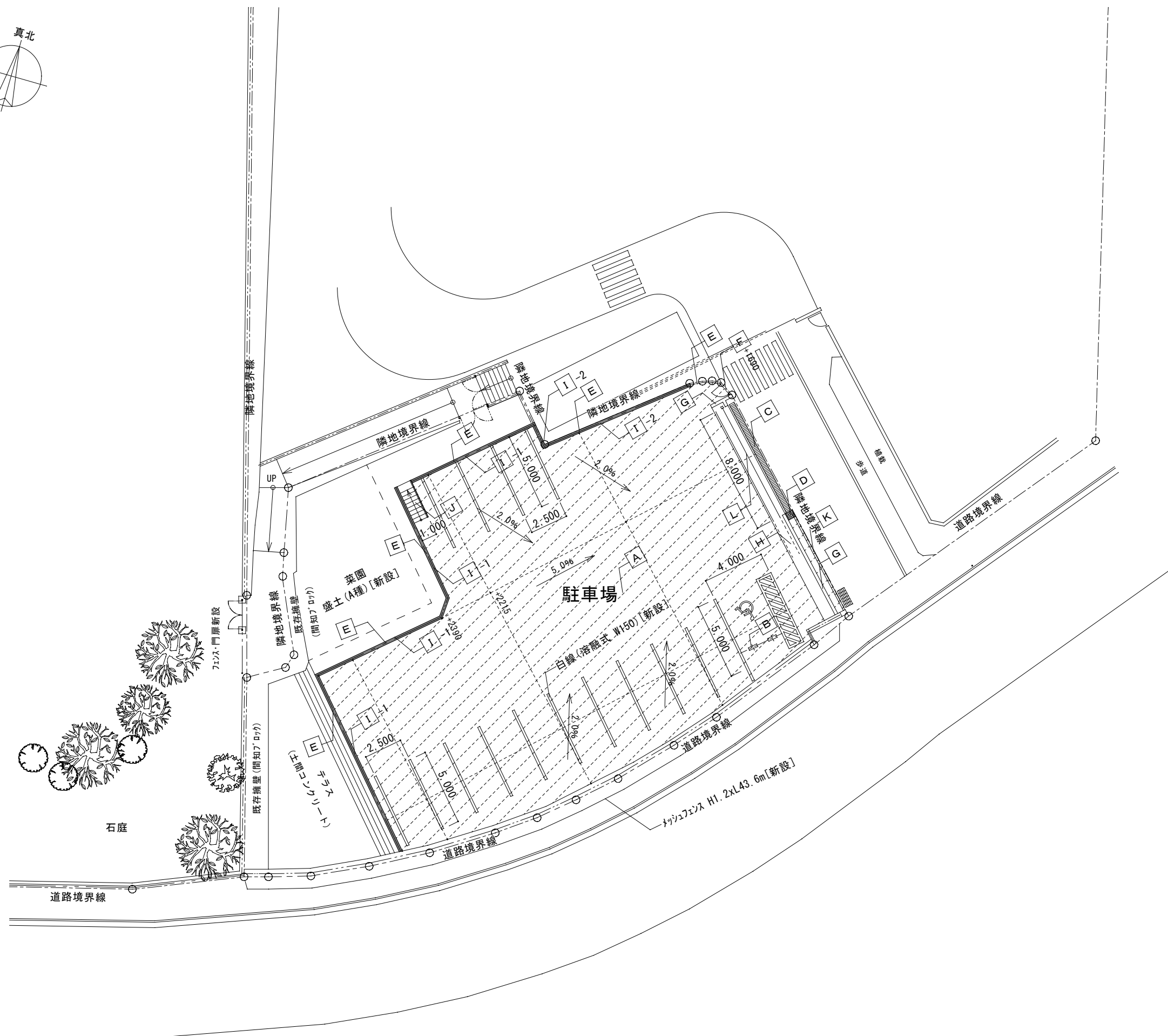
新設

屋内運動場 1 階平面図



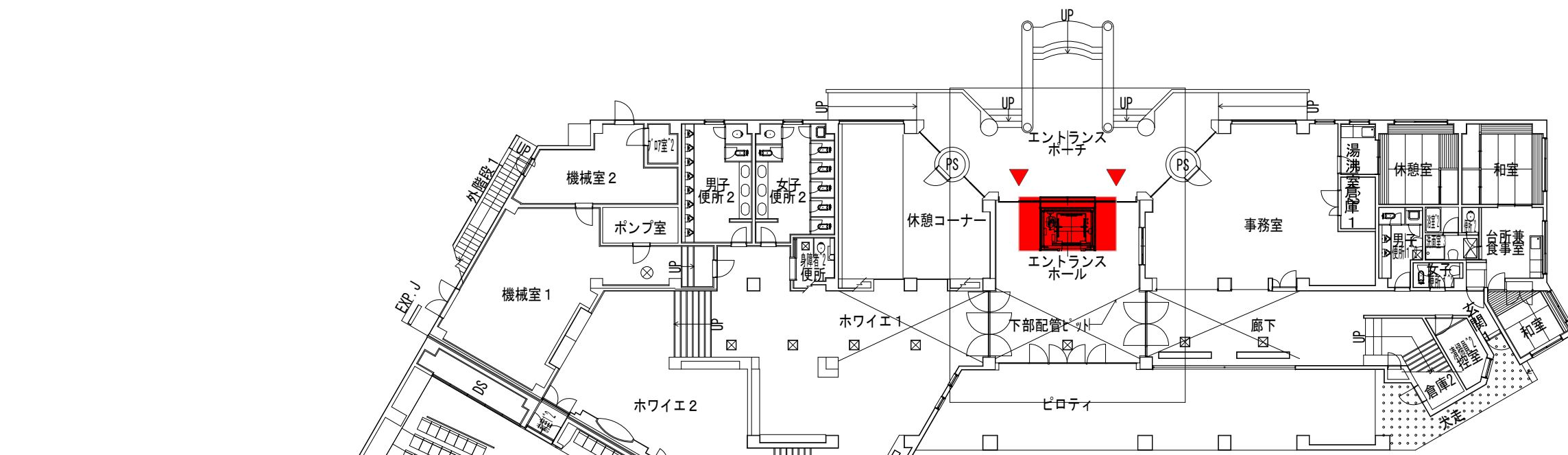
新設

屋内運動場 2 階平面図

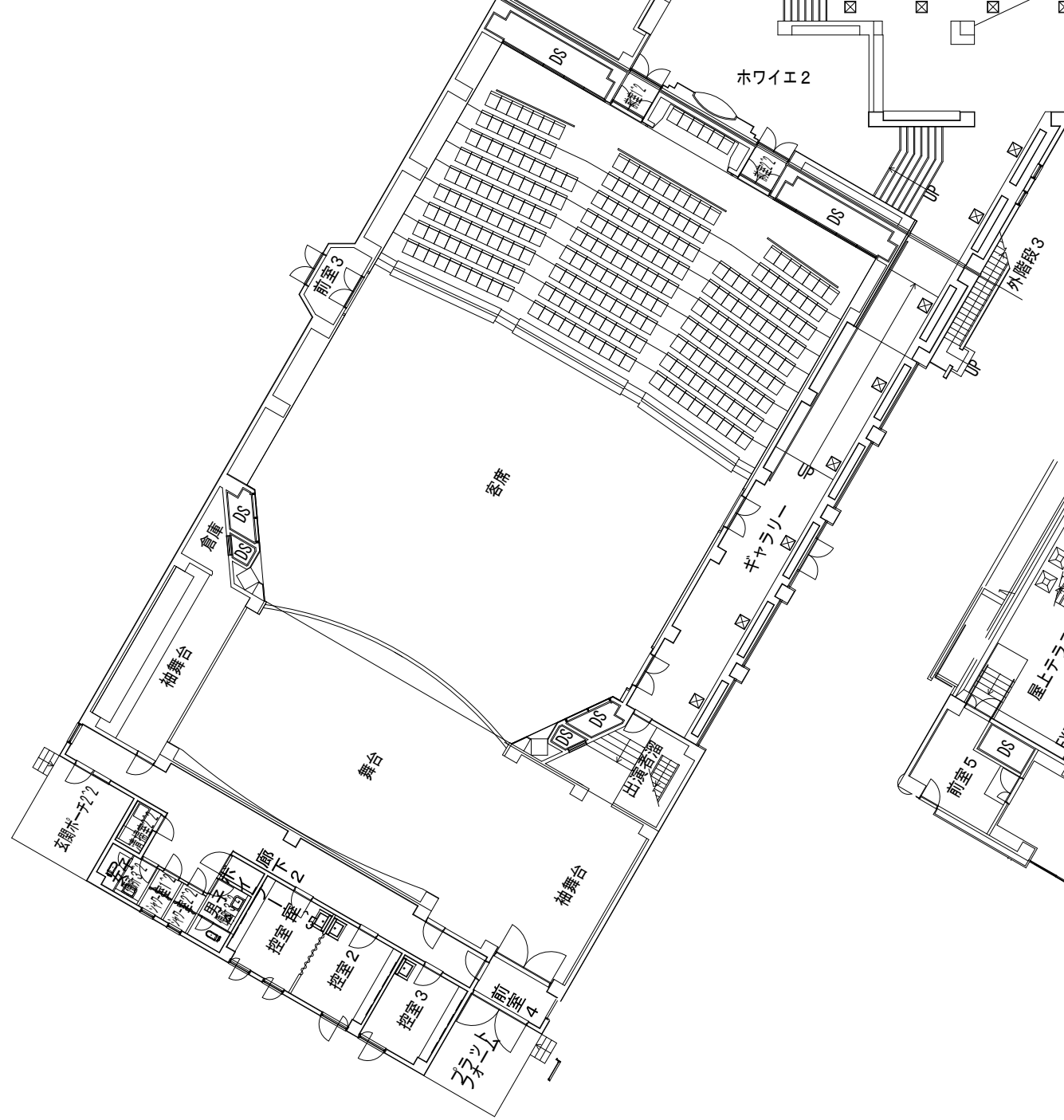


38

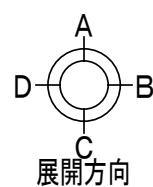
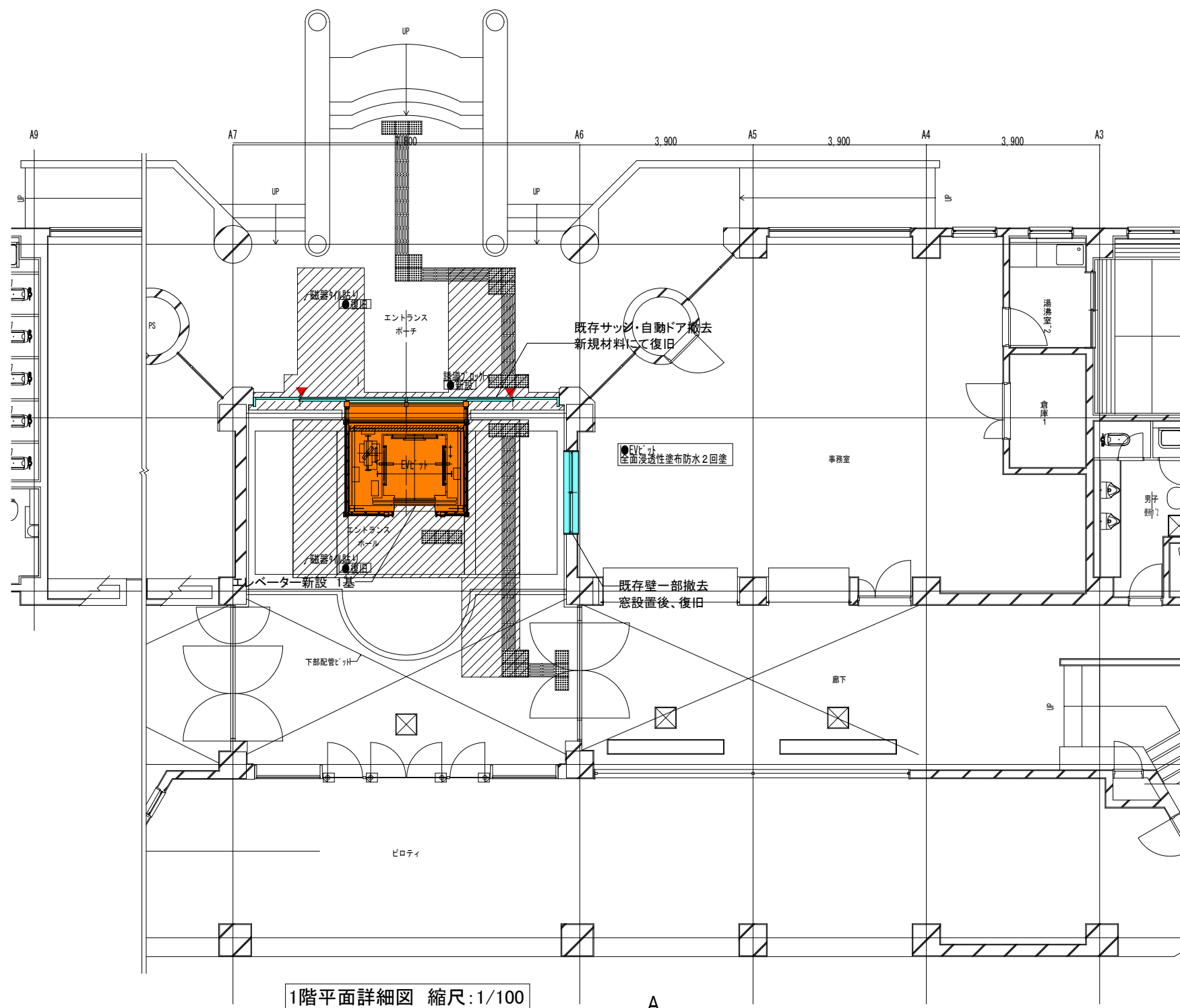
設 計 額	落 札 額	執 行 場 所	摘 要
64,174,000 円 (内消費税) 5,834,000 円	(契約金額) 64,130,000 円 (内消費税) 5,830,000 円	箱根町役場	(工期) 令和7年3月11日
入 札 調 書			
公民館整備事業 仙石原公民館エレベーター設置工事			
令和6年5月20日(月) 午前9時00分 開札			
第1回 入札高	摘 要	氏 名	
58,300,000 円	落札	(株)勝俣工務店	
59,200,000		箱根建設(株)	
59,800,000		(株)小川工務店	
60,000,000		共栄建設(株)	
—	辞退	(有)石井工務店	
		以下余白	



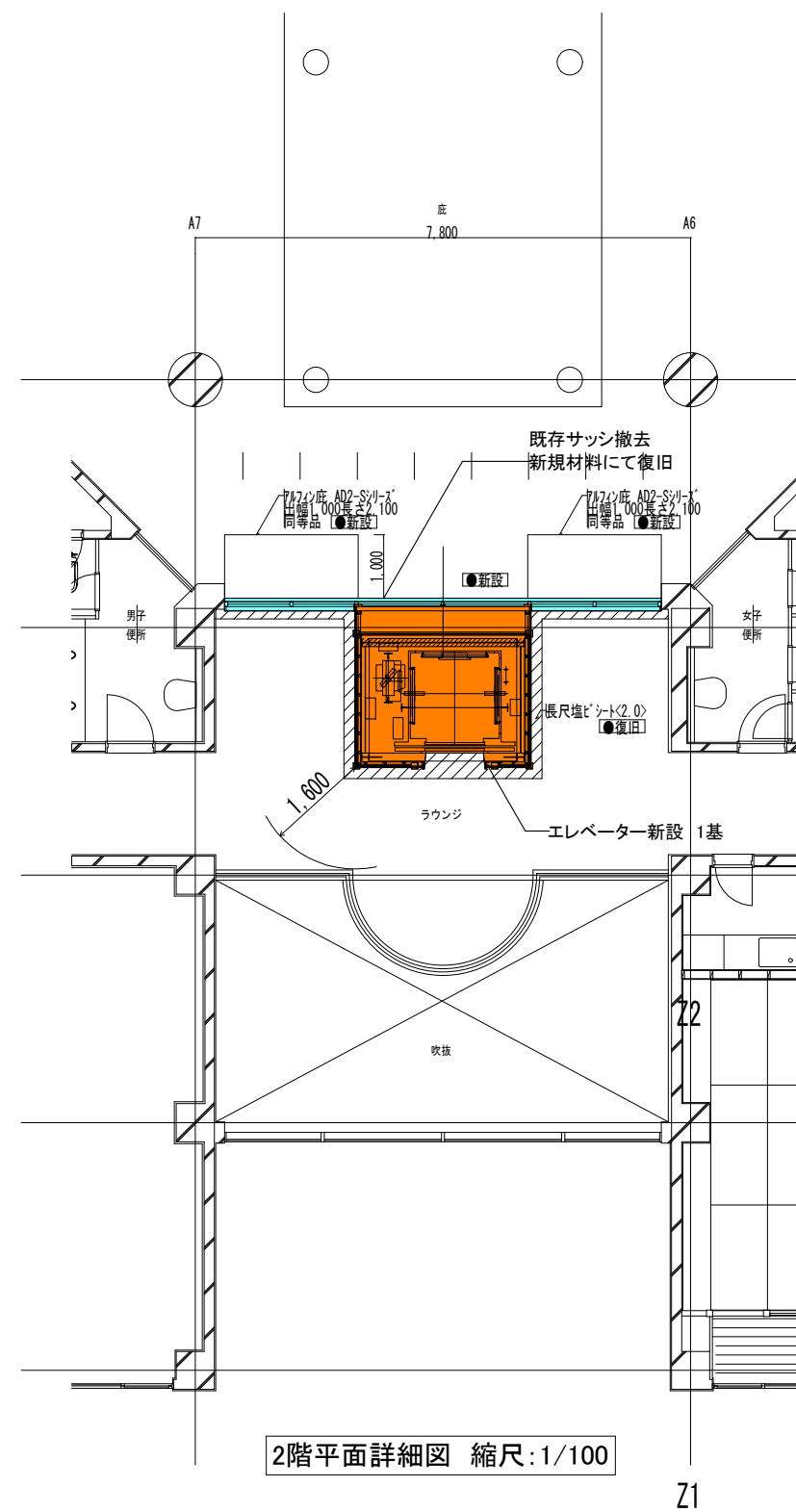
1階平面図 縮尺:1/250



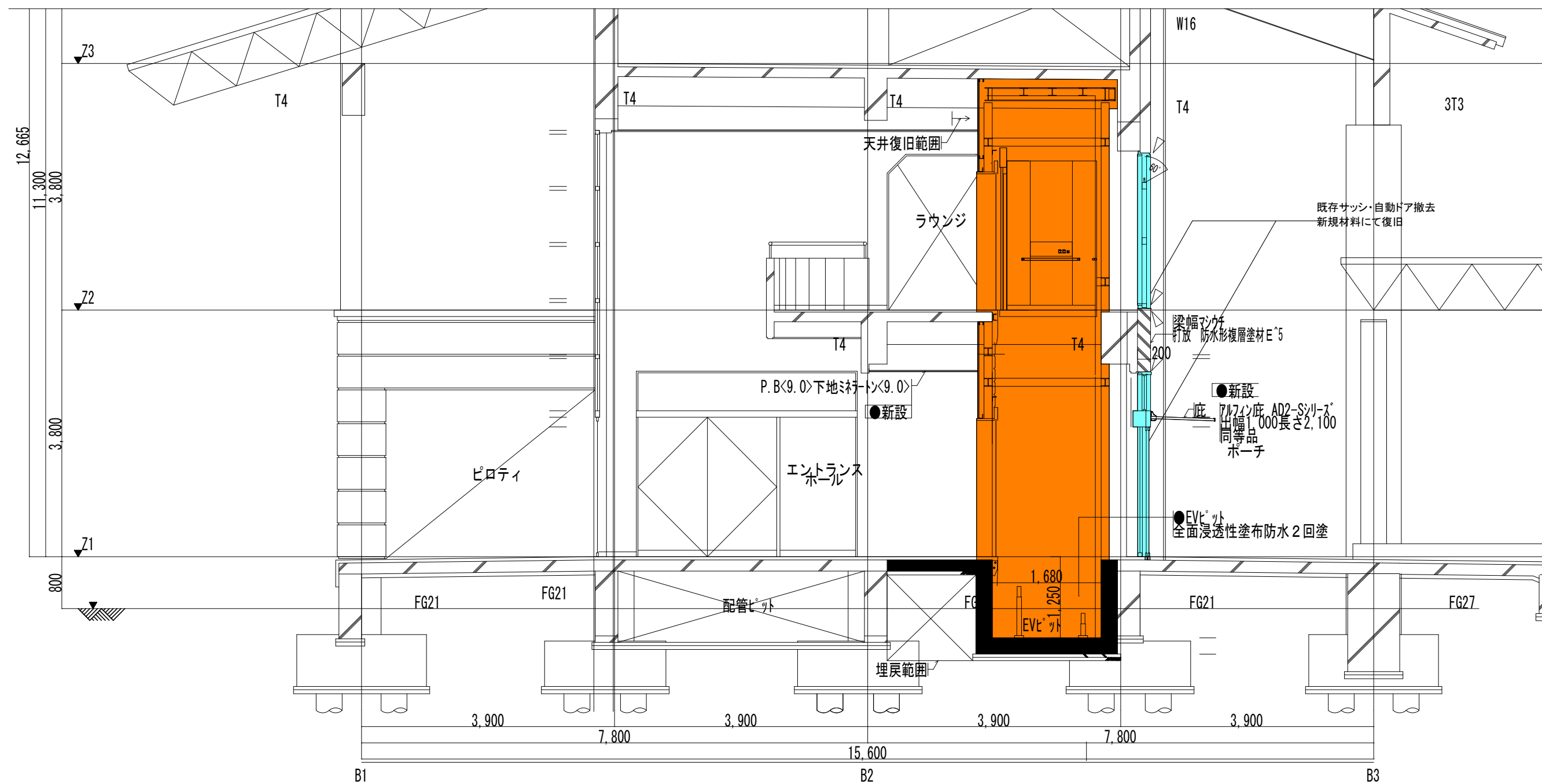
2階平面図 縮尺:1/250



- 既存撤去後、新設
- 施工内容
正面入口: 既存サッシ・自動ドア撤去および新設
事務室: 既存壁を一部撤去し、開口を新設
- 新設
- 施工内容
エントランスホール: 11人乗りエレベーター 新設



公民館整備事業 仙石原公民館エレベーター設置工事

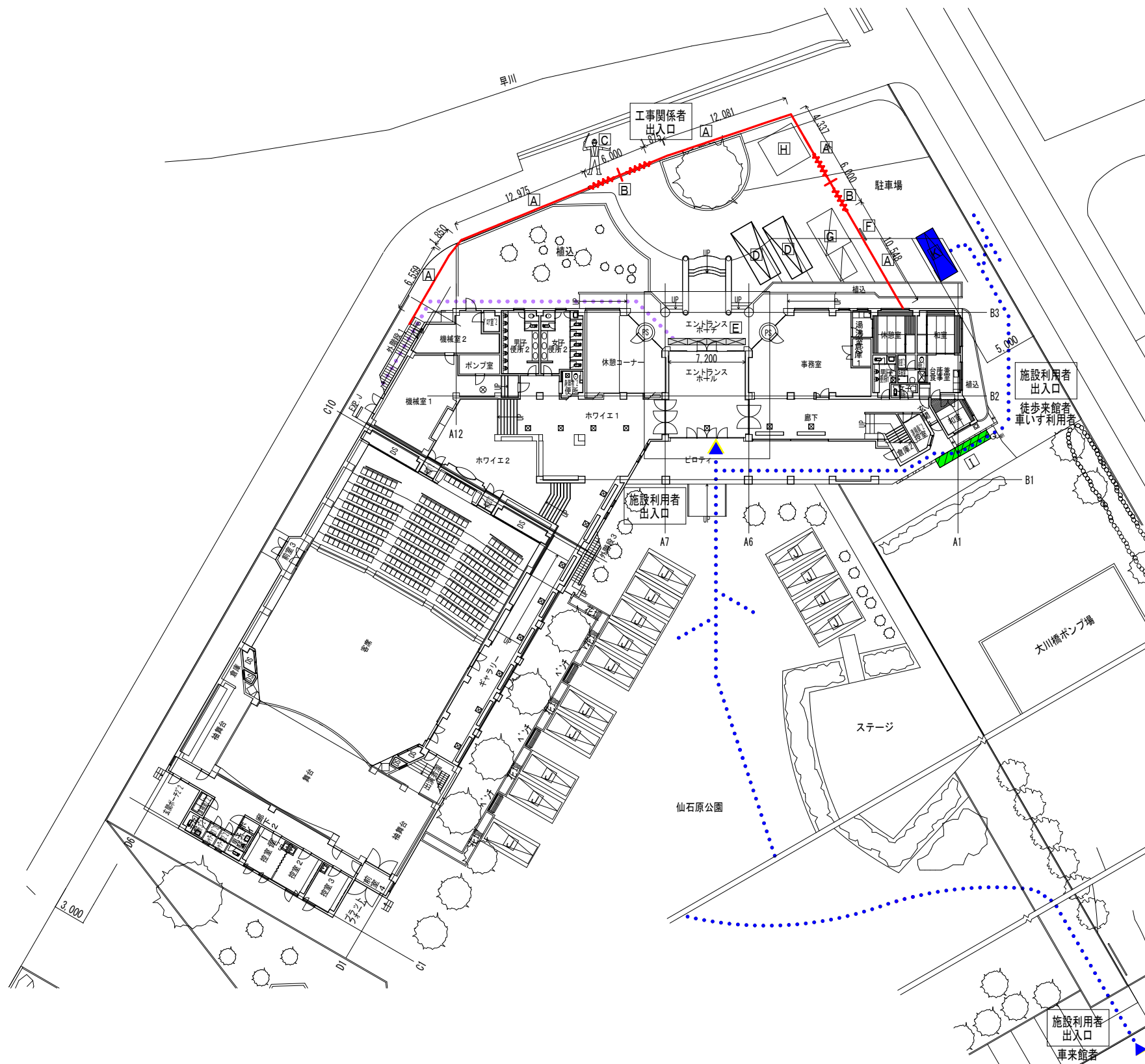


既存撤去後、新設
 施工内容
 正面入口: 既存サッシ・自動ドア撤去および新設
 事務室: 既存壁を一部撤去し、開口を新設

新設
 施工内容
 エントランスホール: 11人乗りエレベーター 新設

断面図 縮尺: 1/60

公民館整備事業 仙石原公民館エレベーター設置工事

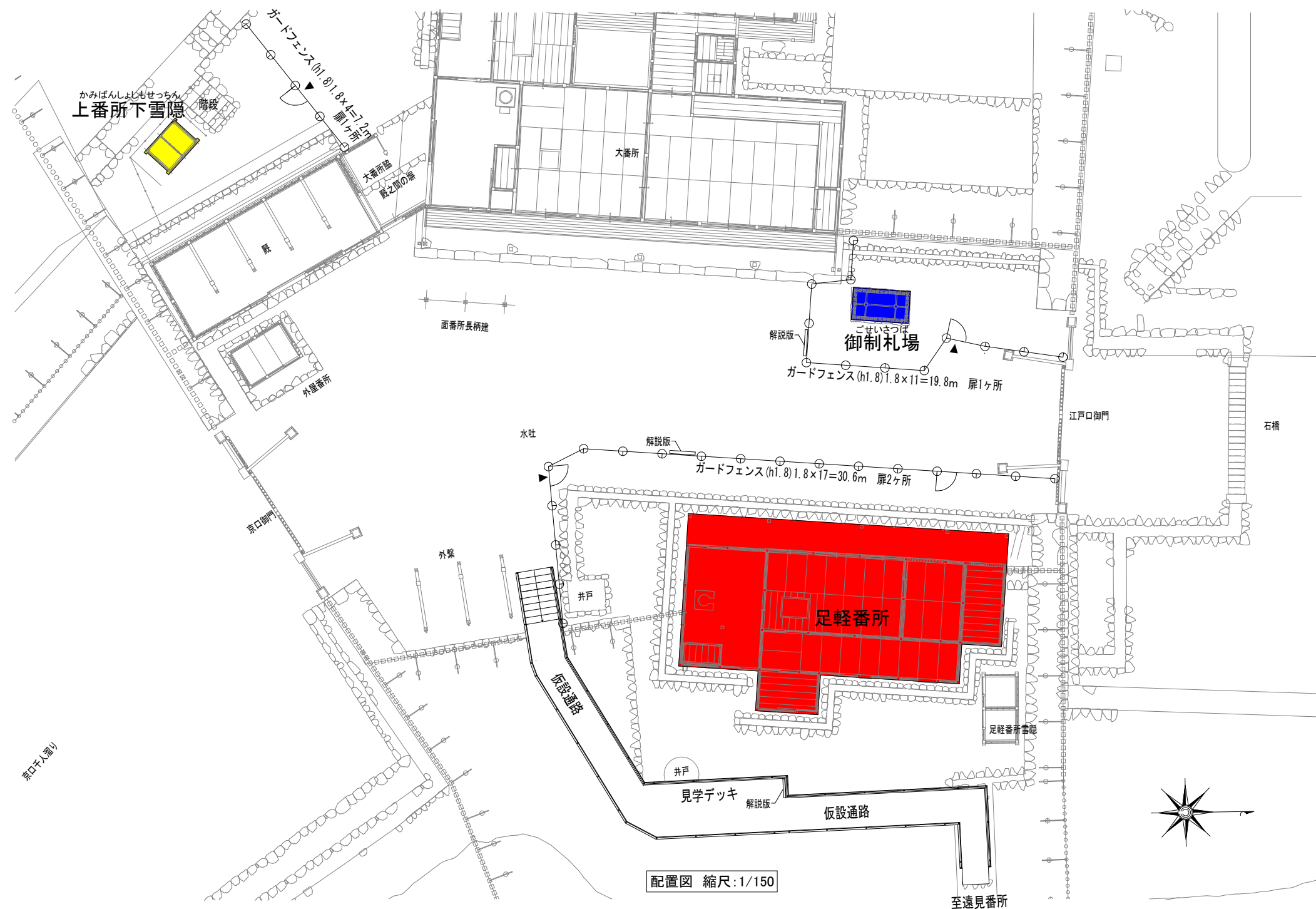


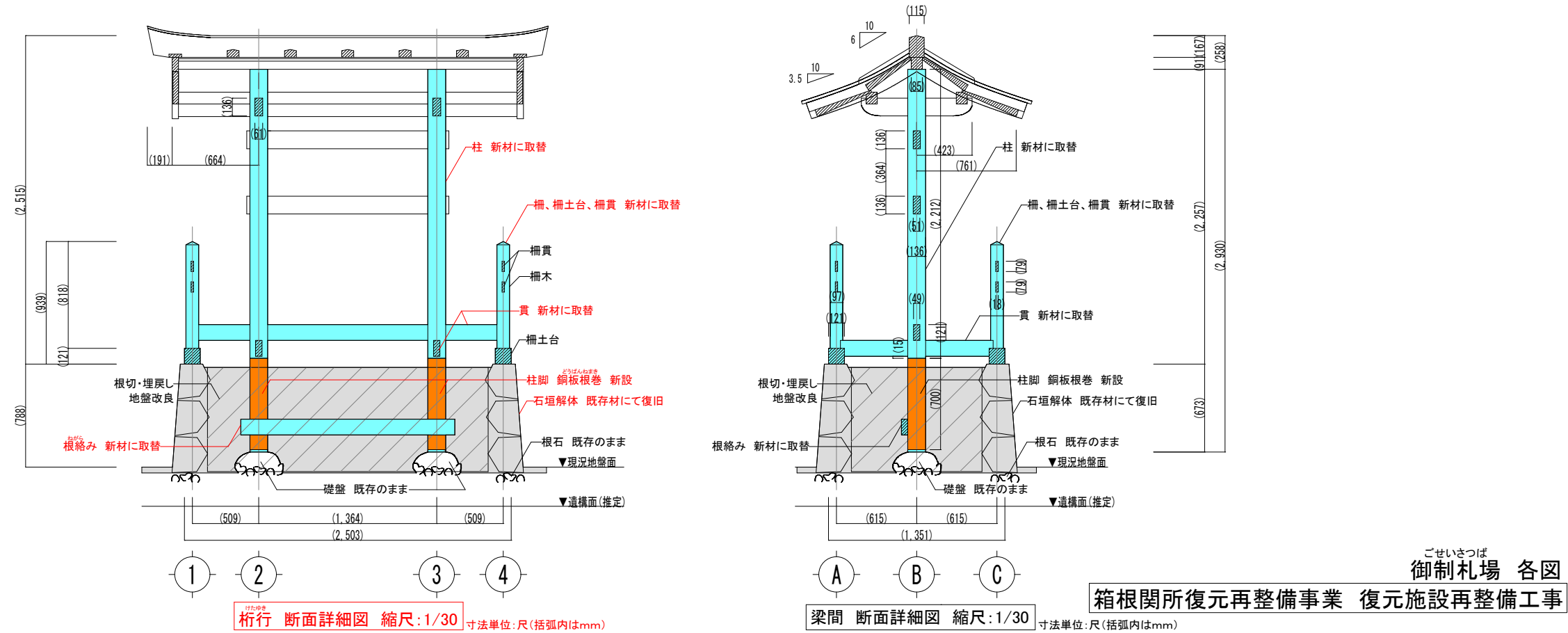
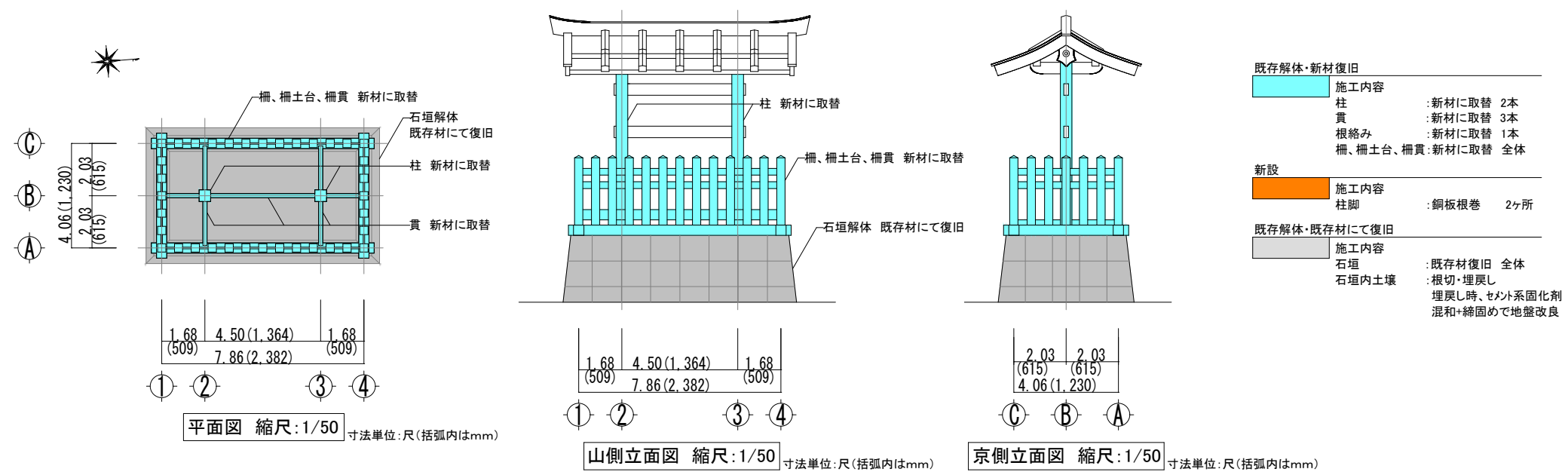
仮設リスト			
符号	凡例	名称	備考
[A]		成形鋼板 (H=2.0m)	仮囲い
[B]		ジャバラゲート(キャスター) (開口6.0m×H=1.8m)	仮囲い
[C]		交通整理員	
[D]		工事関係車両駐車場	
[E]		外部足場(メッシュシート養生共)	
[F]		工事看板	作業工程表示・施工関係表示
[G]		下小屋設置スペース	職人控室・資材置場・水廻り等 設置部養生
[H]		工事事務所設置スペース	工事現場事務所等 設置部養生
[I]		車いす用仮設スロープ	コンクリート 砕石下地300x300敷詰
[J]		仮駐車場14台	区画線無
[K]		仮駐車場1台(車いす利用者)	既設使用
		工事関係者動線	
		施設利用者動線	

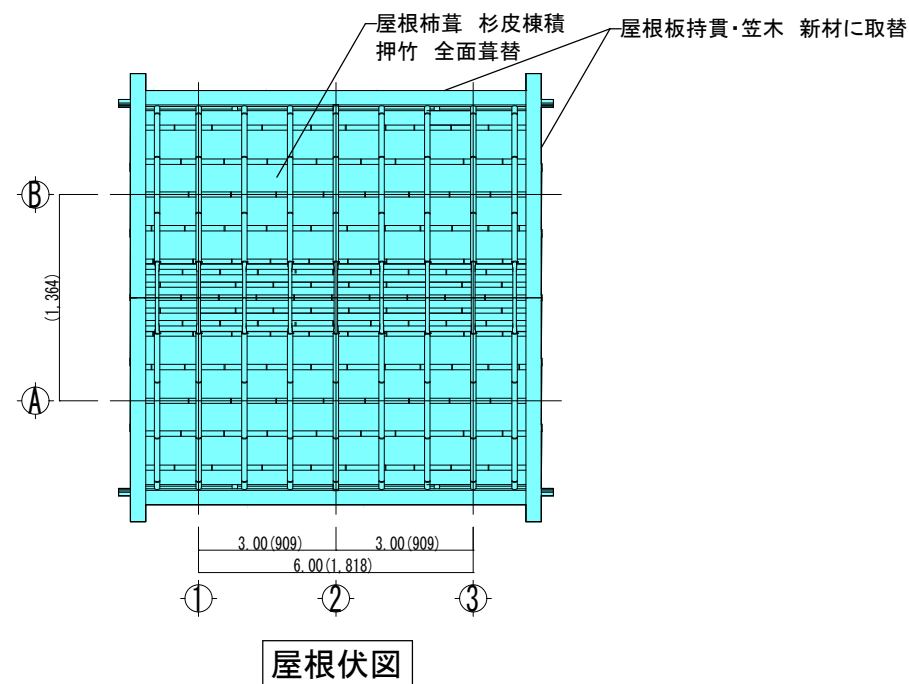
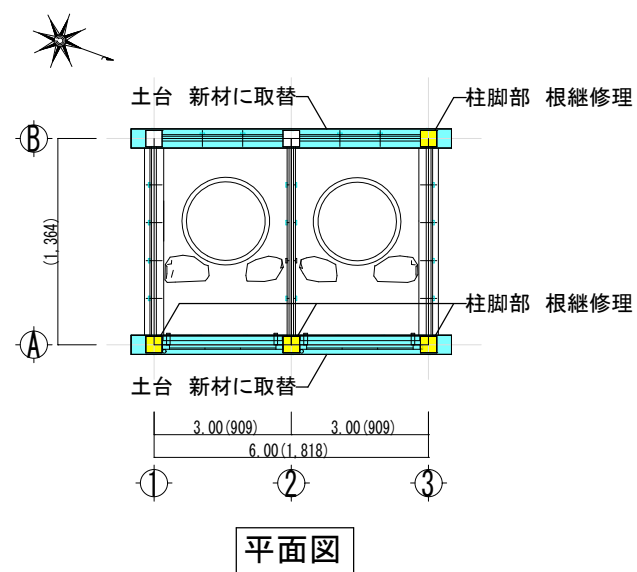
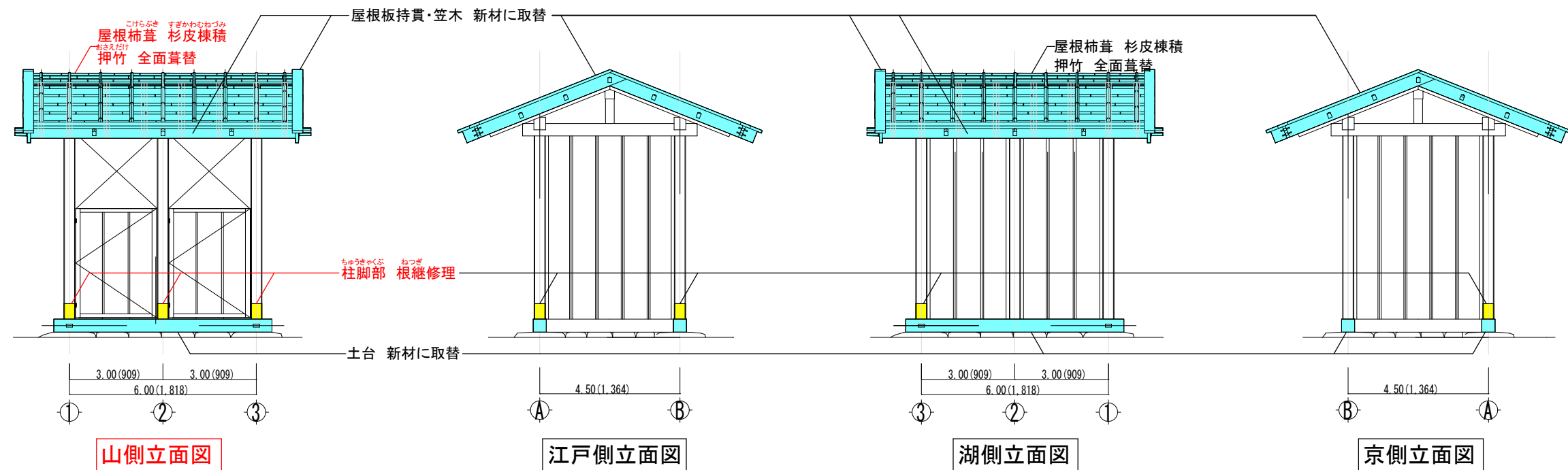
仮設計画図 縮尺:1/400

公民館整備事業 仙石原公民館エレベーター設置工事

設 計 額	落 札 額	執 行 場 所	摘 要
93,214,000 円 (内消費税) 8,474,000 円	(契約金額) 86,757,000 円 (内消費税) 7,887,000 円	箱根町役場	(工期) 令和7年3月11日
入 札 調 書			
箱根関所復元再整備事業 復元施設再整備工事			
令和6年5月20日(月) 午前9時05分 開札			
第1回 入札高	摘 要	氏 名	
78,870,000 円	落札	(株)上野工務店	
93,750,000		(株)勝俣工務店	
103,000,000		箱根建設(株)	
—	辞退	(株)小川工務店	
—	辞退	(株)コボリ建設	
—	辞退	共栄建設(株)	
—	辞退	(有)石井工務店	







部分修理	
柱脚部	: 根継修理 4ヶ所
土台	: 新材に取替 2ヶ所
既存解体・新材復旧	
屋根柿葺 杉皮棟積 押竹: 全面葺替	
屋根板持貫・笠木	: 新材に取替 全体

設 計 額	落 札 額	執 行 場 所	摘 要
9,988,000 円 (内消費税) 908,000 円	(契約金額) 9,790,000 円 (内消費税) 890,000 円	箱根町役場	(納期) 令和7年2月28日
入 札 調 書			
総合体育館整備事業 移動式バスケットゴール購入			
令和6年4月30日(火) 午前10時44分 開札			
第1回 入札高	摘 要	氏 名	
8,900,000 円	落札	(有)扇屋運動具店	
10,050,000		東京体育用品(株)	
—	辞退	(株)小田原体育器具社	
—	入札書不着	(有)松浦スポーツ	
—	入札書不着	日本体育施設(株)	
—	入札書不着	セイコースポーツ工業(株)	
		以下余白	

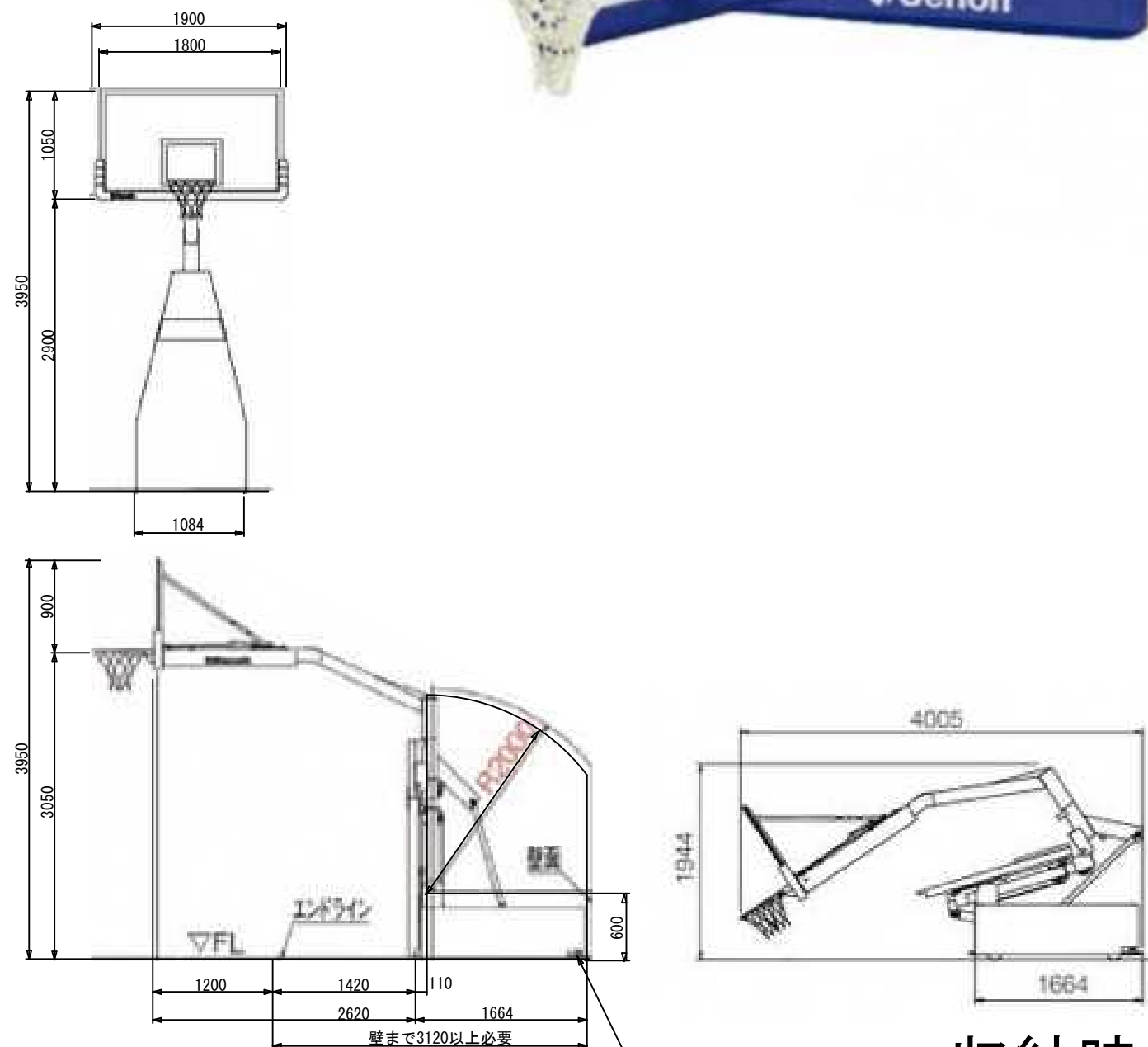


1 移動式バスケットゴール（バスケット競技に使用するバスケット台）

No	品名	規格・型式等	数量
1	パラレルゴール 21 セノー株式会社製	製品番号 DA071103 本体質量 1380kg/台 電源 AC100V 消費電力 550VA	1 対（2 基）

2 セッティングゲージ（バスケット台を床に固定するゲージ）

No	品名	規格・型式等	数量
1	セッティングゲージ セノー株式会社製	製品番号 DA070001 幅 1084 mm 長さ 557 mm 高さ 71 mm H 型金具付き	1 対（2 基）



収納時

セッティングゲージ

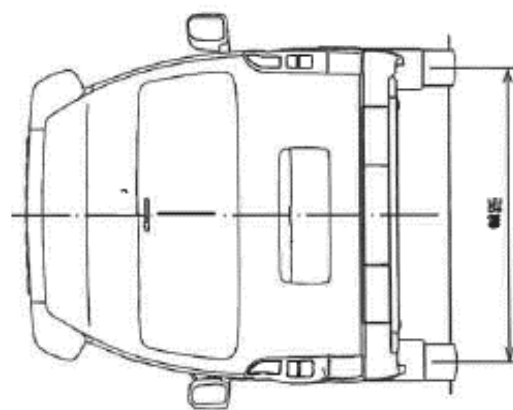
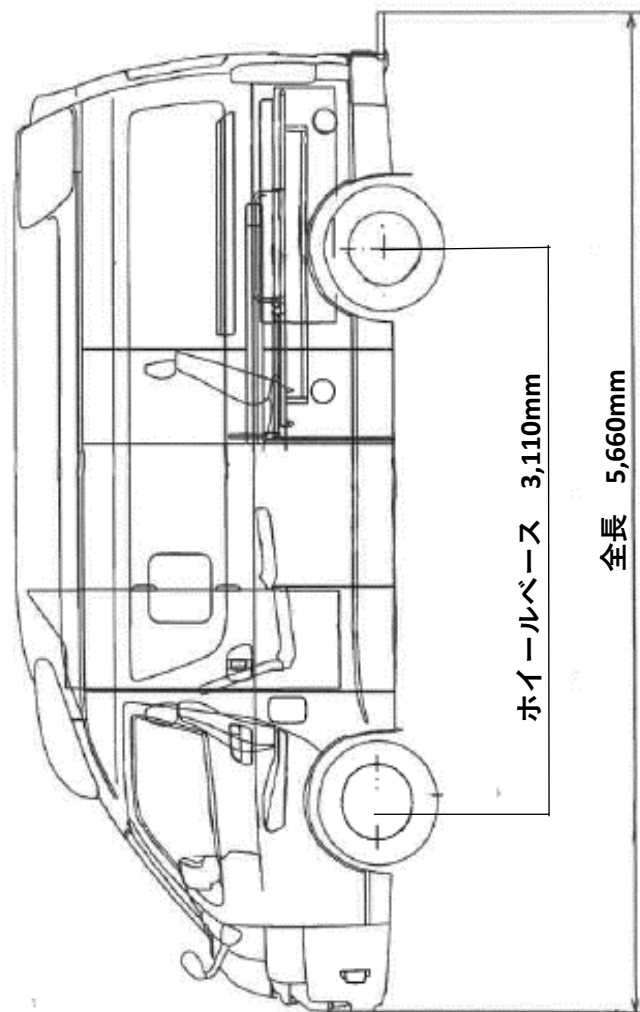
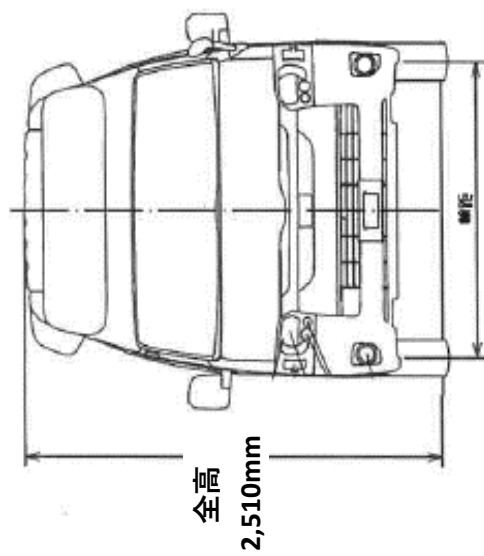
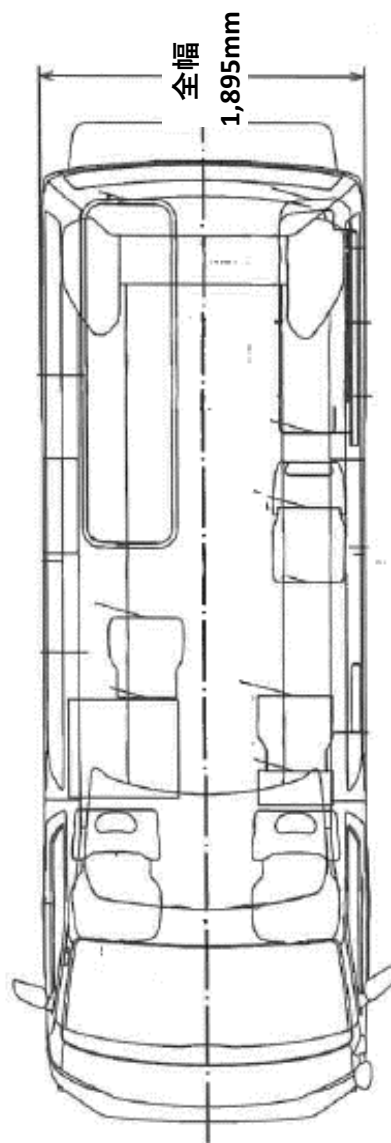
設 計 額	落 札 額	執 行 場 所	摘 要
33,308,000 円 (内消費税) 3,028,000 円	(契約金額) 26,334,000 円 (内消費税) 2,394,000 円	箱根町役場	(納期) 令和7年3月21日
入 札 調 書			
救急業務高度化推進事業 高規格救急自動車(車両本体・艤装)購入			
令和6年4月30日(火) 午前9時14分 開札			
第1回 入札高	摘 要	氏 名	
23,940,000 円	落札	神奈川県トヨタ自動車(株)	
—	辞退	神奈川県三菱ふそう自動車販売(株)	
—	辞退	(株)ベルリング	
—	入札書不着	神奈川県日産自動車(株)	
—	入札書不着	トヨタエルアンドエフ神奈川(株)	
—	入札書不着	(株)日産サテオ湘南	
—	入札書不着	(株)赤尾	
		以下余白	

高規格救急自動車主要諸元表

(救急箱根 5)

社 名		トヨタ自動車株式会社
車 両 型 式		ハイメディック 3BF-TRH226S-QFTDK-H
駆 動 方 式		4輪駆動 (4WD)
変 速 機		オートマチックトランスミッション (6AT)
ブ レ ー キ		油圧式 前：ディスクブレーキ 後：ドラムブレーキ
重量寸法等	全 長	5, 6 6 0 mm
	全 幅	1, 8 9 5 mm
	全 高	2, 5 1 0 mm
	ホイールベース	3, 1 1 0 mm
	車両総重量	3, 3 0 0 k g 以下
エンジン	型 式	2TR-FE
	シリンダー配置	水冷直列4気筒DOHC
	総排気量	2, 6 9 3 c c
	最高出力	118kw(160ps)/5, 200rpm
	最大トルク	243N.m (24.8kg f.m) /4, 000rpm
使 用 燃 料		レギュラーガソリン
燃料タンク容量		7 0 L
定 員		7 名

高規格救急自動車4面図 (救急箱根5)



トヨタ救急車

電動ストレッチャーの概要

1 電動ストレッチャーとは

傷病者を搬送する救急資器材である「ストレッチャー」は、現状、救急隊員のマンパワーにより使用していますが、電動ストレッチャーは脚部（アーム）に電動モーターを搭載して動作をアシストするとともに、救急車内に設置する専用の架台により、ストレッチャーを安全に固定することができます。

当町のような急傾斜地が多い地形では、非常に有効な装備であり、傷病者への負担の軽減や、より安全に医療機関へ搬送することが可能となるものです。



Power-PRO 2 電動ストレッチャー

モデル番号		6507
昇降範囲	最高位	104cm
	最低位	36.6cm
全長	最短	152.4cm
	標準	206.7cm
	最長	213.4cm
全幅		57.4cm
重量		59kg
車輪	直径	15cm
	幅	5cm
可動部	背上げ	0-75°
	足上げ	+15°
	膝上げ	30°
耐荷重		318kg

2 電動ストレッチャーの利点

(1) ストレッチャーを上下動する際の負担軽減

ストレッチャーに傷病者を乗せて「上げる・下げる」の動作をする際、電動モーターアシストにより、静かにスムーズに動くため、傷病者の不安やストレス等の負担を大幅に軽減できます。



(2) 救急車への収納・降車時の安全性向上

傷病者をストレッチャーに乗せて、救急車へ収納する時や病院に到着して救急車から降ろす際は、振動や音などにより傷病者が不安を感じる場合があります。また、ストレッチャーの脱落により傷病者の落下事故が発生する危険性がありました。

電動ストレッチャーは、電動アシスト機能を有した脚部（アーム）が全ての荷重を支え、また、脚部（アーム）が地面に接地するまでの間は、救急車と一体となっている固定装置により、脱落及び落下事故を物理的に防止する構造であることから、安全性の向上とともに、傷病者への負担が大幅に軽減されます。



設 計 額	落 札 額	執 行 場 所	摘 要
15,400,000 円 (内消費税) 1,400,000 円	(契約金額) 14,740,000 円 (内消費税) 1,340,000 円	箱根町役場	(納期) 令和7年3月21日
入 札 調 書			
救急業務高度化推進事業 高規格救急自動車(医薬品・医療機器)購入			
令和6年4月30日(火) 午前9時18分 開札			
第1回 入札高	摘 要	氏 名	
13,400,000 円	落札	(株)ワコー商事	
—	辞退	日本船舶薬品(株)	
—	辞退	協和医科器械(株)	
—	入札書不着	ソルブ(株)	
—	入札書不着	アルフレッサ(株)	
—	入札書不着	東邦薬品(株)	
		以下余白	

医薬品・医療器具一覧表

No.	品 名	数量	規 格 等	使用用途
1	救急搭載用モニター	1式	BSM－3562	患者を監視する装置（血圧、血中酸素飽和度、脈拍、心電図計など）
2	モニター用心電図誘導コード	1式	BJ－900P・K901(12誘導測定用)	救急搭載用モニターの心電図測定用コード
3	モニター用血中酸素飽和度測定器	1式	フィンガープローブ(TL－201T・P225H)	救急搭載用モニター用で指先・耳たぶ等に付けて血液中の酸素飽和度を測定する用品
4	モニター用血中酸素飽和度測定器	1式	マルチプローブ(TL－220T-P225G)	救急搭載用モニター用で指先・耳たぶ等に付けて血液中の酸素飽和度を測定する用品
5	モニター用血中酸素飽和度測定器(乳児用)	1式	TL-274T3・P203H	救急搭載用モニター用で指先・耳たぶ等に付けて血液中の酸素飽和度を測定する用品
6	モニター血圧測定用カフ(幼児用)	2式	VP－710T・S951A	救急搭載用の血圧測定用部品
7	モニター血圧測定用カフ(小児用)	2式	VP－711T・S951B	救急搭載用の血圧測定用部品
8	モニター血圧測定用カフ(成人用)	2式	VP－713T・S951D	救急搭載用の血圧測定用部品
9	モニター血圧測定用カフ(大腿用)	2式	VP－715T・S951F	救急搭載用の血圧測定用部品
10	モニター用バッテリーバック	1式	SB-671P・X075	上記モニター用の非常電源
11	半自動除細動器用(キャリングバッグ・付属品含む)	1式	TEC－2603 カルジオライフS	胸部に電極パッドを貼って心臓へ高圧電流を流す(電気ショック)装置
12	SDメモリーカード	1式	QM－002D	半自動式除細動器の観察値を記録するための電子媒体
13	記録器	1式	WS-261V	半自動式除細動器の測定値を記録するための装置
14	除細動レポート表示用ソフトウェア	1式	QP－551V	SDカードから出力（印刷）するためのソフトウェア
15	バッテリー	2式	リチウムイオンバッテリーSB-220V・X233	除細動用のバッテリー
16	エネルギーチェッカ	1式	AX－103V	除細動器のエネルギー値を正確に想定する装置
17	バッテリーチャージャ(電源コードを含む)	1本	SB-205V(電源コードWL945)	半自動式除細動器のバッテリーを充電するための装置
18	CO2センサキット	1式	TG-900P・P903	気道確保資機材使用時における呼気CO2も測定が可能な資器材
19	救急搬送用人工呼吸器	1式	アンサー・Rセット	救急搬送用人工呼吸器
20	ディスポ呼吸回路セット(1箱3セット)	1式	KOM2941－3F	救急搬送用人工呼吸器用資機材
21	自動心肺蘇生器	1式	プライムパッケージClover3000(ポンベについては登録申請を含む)	傷病者を搬送中や揺れる走行中の救急車で効果的な心肺蘇生が出来る装置
22	呼吸弁	1式	KOM3322(4個入り)	自動心肺蘇生器の付属品
23	手動式蘇生器(コンビバック)	1式	WCOM－3	手動式人工呼吸器
24	蘇生マスク(成人・小児・新生児)各1	1式	WM－5074・WM－5082・WM-5086	手動式人工呼吸器
25	携帯用電動吸引器	1式	アキュバック・プロR(リューザブルボトルセット付)、WACC-PR	口腔内の異物を吸引
26	アキュバック用 コンバージョンキット	1式	WM17829	吸引器用付属資機材
27	アキュバック用 フィンガーチップ(5個入り)	1式	WM10666	吸引器用付属資機材
28	アキュバック用 フィルター(10個入り)	1式	WM17830	吸引器用付属資機材
29	アキュバック用 Oリング	1式	WM11663	
30	壁掛式吸引器 WS－1400(救急車仕様)	1式	BE－1010－014	救急車内用吸引器
31	ヤンカーサクシジョンチューブ	5式	BE－3330－010	吸引器に取付け、吸引する資機材
32	アンブー人工蘇生器 マークIVベビーセット	1式	マスク・リザーバー付 BE－4009－074	BVM（バックバルブマスク）
33	救急車定置型酸素吸入装置 オキシバックNSY型	1式	BE-4000-018(P型川重チャック+ワンタッチチャック2個付き)	車両取付型酸素吸入装置
34	LSP減圧器(携帯酸素用)	1式	WL－2550	酸素ボンベ（バルブ対応）減圧計
35	ウェルチ・アレン アネロイド血圧計	1式	ウォール型 大人用 AE-1009-261	血圧計
36	ウェルチ・アレン アネロイド血圧計	1式	DS58 3組組ハンド型1チューブ AE-4009-003	血圧計
37	フレックスポートリューザブルカフ	1式	新生児用 AE－3009－051(1チューブ)	血圧計用測定部品

	品 名	数量	規 格 等	使用用途
38	フレックスポートリューザブルカフ	1式	乳児用 AE-3009-052(1チューブ)	血圧計用測定部品
39	フレックスポートリューザブルカフ	1式	大腿部用 AE-3009-058(1チューブ)	血圧計用測定部品
40	ウェルチ・アレン LED 喉頭鏡セットB	1式	BE-4009-017(ブレード0・1・2・3)	喉頭鏡
41	ウェルチ・アレンLED喉頭鏡(ウェルチブレード)	1式	BE-1009-163(マッキントッシュ型サイズ4)	喉頭鏡用部品
42	パルスオキシメータ	1式	カプノメータ CMS50D-BLU AE-1019-003	軽量で現場まで持ち運び可能、血中酸素飽和度及び脈拍数を測定
43	聴診器 リットマン ステテスコープ	1式	クラシックⅢAE-1333-171 ブラック 後続品可	聴診器 (片面で低・高周波が連続聴診が可能)
44	ヒュービディック 非接触型赤外線体温計	1式	スマートサーモ FS-700W AE-1013-032	体温計
45	電子体温計 C206	1式	AE-1013-005	体温計 (感染予防を考慮、丸洗い可能)
46	ハログենペンライト	1式	WPL-5	瞳孔を観察する時の小型ライト
47	耳式体温計	1式	ベビードシーミミビヒカリ EM-30CPLB 同等品可	体温計 (鼓膜に触れないで測定)
48	駆血帯 井ノ内式	3式	FA-1091-001 ブラック	留置針を刺す時にうっ血させるための資器材
49	プレーメータ止血帯	1式	WTQ-2	止血のために使用する資器材
50	プレーメータ駆血帯	1式	WTQ-5	留置針を刺す時にうっ血させるための資器材
51	アンブ パーフィットエース	2式	AM-1509-041	頸椎固定資器材
52	アンブ ミニパーフィットエース	2式	AM-1509-042	頸椎固定資器材
53	ハitekバックボード2010セット	1式	FW-4901-153(モデル2010・モデル445・モデル436-IP)	全脊柱固定資器材 (バックボード)
54	モデル677 ベディスリープ 小児用	1式	FW-1901-113	(小児用) 全脊柱固定資器材
55	スクープストレッチャーセット	1式	FW-4901-154(モデル65EXLピン付きタイプ・モデル445-S)	傷病者搬送用資器材
56	スノースプリントⅡ	2式	FA-3093-011 小	創傷等保護資器材 (副子)
57	スノースプリントⅡ	2式	FA-3093-012 中	創傷等保護資器材 (副子)
58	スノースプリントⅡ	2式	FA-3093-013 大	創傷等保護資器材 (副子)
59	スノースプリントⅡ	2式	FA-3093-014 特大	創傷等保護資器材 (副子)
60	ターボリン担架	1式	TT-1044-006	折り畳み式の布製担架
61	レスキューコアマット	2式	TT-1035-003	ストレッチャー上に置き使用、傷病者を保温等をおこなう保温断熱マット
62	雨おおい フレーム付	1式	TT-1026-002	傷病者を搬送する時に雨に濡らさないためのカバー
63	マルチオキシゲンバッグ(携帯酸素用)	1式	WMOB-1(オプション込)	携帯用酸素ボンベ (2ℓ)
64	ジャンプキッドバッグ	1式	WJK-1C	救命バッグ
65	ジャンプキッドバッグ用ポーチ 小	2式	WJKP-SB	救命バッグ (補助ポーチ)
66	NYS 多目的イモビライザーバッグ	1式	ES-1048-068	イモビライザー用収納バッグ
67	救急分娩セット	1式	FA-3024-171	救急車内外での緊急分娩に必要なセット
68	スタイレット	2式	BE-1010-62	気管挿管するための補助器具
69	リングカッター	1式	リングカッター-KIND(OS-Ⅰ型)FA4017-001	指輪を削り切断
70	リングカッター 替刃	1式	FA-2274-001	リングカッター用部品
71	万能ハサミ	1式	FA-1010-002	アルミニウム・ブラッシック・ワイヤー・帆布類・ゴム製品等の切断に使用
72	吸引器用ACアダプター	1式	WM-2620-0001	電源装置
73	アダプター(クローバー用)	1式	BE-2007-091 川重P型雌+ジュンロン雄	自動心臓蘇生器 (電源装置)
74	酸素ボンベ 2.0ℓ (登録申請含む)	6式	BE-1021-123 アルミヨーク式GY-6バルブ	医療用酸素ボンベ
75	クローバー用ボンベOリング	3式	1式(4個入り)	
76	ゲデルエアウェイ	1式	No. 2	経口エアウェイ

設 計 額	落 札 額	執 行 場 所	摘 要
26,730,000 円 (内消費税) 2,430,000 円	(契約金額) 26,103,000 円 (内消費税) 2,373,000 円	箱根町役場	(納期) 令和7年3月21日
入 札 調 書			
消防車両整備事業 消防ポンプ自動車(第2分団第3部)購入			
令和6年4月30日(火) 午前9時09分 開札			
第1回 入札高	摘 要	氏 名	
23,730,000 円	落札	小川ポンプ工業(株)	
23,800,000		(株)モリタ	
24,400,000	予定価格超過	ジーエムいちはら工業(株)	
24,500,000	予定価格超過	長野ポンプ(株)	
24,550,000	予定価格超過	(株)畠山ポンプ製作所	
24,900,000	予定価格超過	(株)野口ポンプ製作所	
25,000,000	予定価格超過	日本機械工業(株)	
		以下余白	

消防ポンプ自動車 主要諸元表
(消防団 第2分団第3部 配備)

社 名		いすゞ自動車株式会社
車 名		エルフ (ダブルキャブ)
駆 動 方 式		4 輪駆動
変 速 機		オートマチックトランスミッション
ブ レ ー キ		油圧式 前：ディスクブレーキ 後：ディスクブレーキ
寸法重量等	全 長	5,500mm以下
	全 幅	1,900mm以下
	全 高	2,600mm以下
	ホイルベース	2,800mm以下
	車両総重量	5,000kg未満
エンジン	シリンダー配置	直列 4 気筒インタークーラーターボ付ディーゼル
	総排気量	2,999cc
	最高出力	140ps/3200rpm
	最大トルク	38.0kg・m/1400～2800rpm
使 用 燃 料		軽油
燃料タンク容量		6 3 L
定 員		6 名

消防ポンプ自動車 四面図 (第2分団第3部)

